

平成30年12月4日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
7番	石橋	義博	20番	中島	富定
8番	伊井	渡	21番	森	茂生
9番	牛島	孝之	22番	栗山	徹雄
10番	萩尾	洋	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	25番	樋口	安癸次
13番	中島	信二	26番	川口	誠二

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	安博
事務局参事兼次長	秋山	勲
書記	坂本	裕美子
書記	中園	弘一

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	中園	昌秀
副	市長	鎌田	久義
教	育長	橋本	吉史
総	務部長	石井	稔郎
企	画部長	井手	勇一
市	民部長	松尾	一秋
健康福祉部	長	坂井	明子
建設経済部	長	松延	久良
教	育部長	永溝	弘幸
総	務課長	野田	勝広
人	事課長	牛島	新五
財	政課長	田中	和己
地	域振興課長	平	武文
福	祉課長	白坂	正彦
子	育て支援課長	平島	英敏
健康推進課	長	橋爪	美栄子
介	護長寿課長	平島	隆夫
農	業振興課長	原	信也
林	業振興課長	若杉	信嘉
上	下水道局長	溝上	啓之
学	校教育課長	原	亮一
農	業委員会事務局長	牛島	憲治

## 議事日程第3号

平成30年12月4日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 服部良一議員
- 2 橋本正敏議員
- 3 森茂生議員
- 4 牛島孝之議員

---

### 本日の会議に付した事件

第1 一般質問

---

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。橋本正敏議員、森茂生議員、牛島孝之議員要求の資料をタブレットに配信いたしておりますので、御了承願います。

ただいま出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書きの規定によりタブレットに配信をいたしておりますので、御了承願います。

#### 日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。12番服部良一議員の質問を許します。

○12番（服部良一君）

おはようございます。12番服部良一です。ちょっと風邪を引いて少し声ががらがらですが、よろしく願います。

平成最後の年末年始がそこまで来ていますが、皆さんはどんな準備をされているんでしょうか。八女市も平成から次の時代へ何を残し、何をやっておかなければならないか、あるいは次の若者たちのために今草分けをしておかなければならないと、早急な手段をとらなければならぬという時代が、変革期が来ているんじゃないかということで、また、本日は市政の一部になりますが、生活基盤について質問をさせていただきます。この質問は3月議会定

例会の一般質問でやっておりました内容ではありますが、追跡質問になりますが、よろしくお願ひします。

1 項目め、下水道整備事業について。

1 点目は、下水道特別会計の現在高と返済内容はどれぐらいになっておるのか。2 点目、完成予定年度は。また、完成までにかかる事業費予定額は幾らぐらいになっているか。3 点目、市民 1 人当たりの下水道借金はどれほどになるか。

2 項目め、農業集落排水事業について。

農業集落排水の加入件数はどれぐらいか。2 点目、事業開始当時と現在の戸数との収支の違いはどれほどか。3 点目、それぞれ問題点はないのか。将来のシミュレーションはやっておるのか。

3 項目めが市町村設置型浄化槽制度についてであります。

1 点目は、本年 7 月に調査すると執行部のほうからの答えでしたが、その内容はどんなふうになっておるのか。2 点目、下水道・農業集落排水の使用料と合併浄化槽の管理費との格差についてはどう思うのか。3 点目、八女市も市町村設置型を取り組むべきと考えるが、どのように考えるかということで質問させていただきます。

あとは質問席にて行いますので、よろしくお願ひします。

#### ○市長（三田村統之君）

おはようございます。12 番服部良一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、下水道整備事業についてでございます。

下水道特別会計の現在高と返済内容はという御質問でございます。

平成 29 年度末での起債現在高は約 6,880,000 千円でございます。

また、返済内容については、下水道事業債や過疎対策事業債などがあり、償還期間は長いもので 30 年になっております。

次に、完成予定年度はという御質問でございます。また、完成までにかかる事業費予定額は幾らかという御質問でございます。

下水道全体計画において、整備完了予定年度は平成 52 年度となっております。

また、整備完了までにかかる事業費は 270 億円を見込んでおります。

次に、市民 1 人当たりの下水道借金はどれくらいかという御質問でございます。

平成 29 年度末での起債現在高約 6,880,000 千円から、起債に対する交付税措置額を除いた実質的な負担額が約 3,050,000 千円となります。平成 29 年度末の下水道計画区域内人口が 2 万 6,447 人ですので、1 人当たりに換算しますと約 115 千円となります。

次に、農業集落排水事業についてでございます。

農業集落排水加入件数はというお尋ねでございます。

平成29年度末現在の加入件数は245件となっております。

次に、事業開始当時と現在の戸数と収支の違いはどうかというお尋ねでございます。

黒木町の神露淵、田代、弓掛の3地区で事業を行っており、3地区全てが供用開始になった平成17年度末の加入戸数が235戸で、平成29年度末現在では245戸となっております。

また、収支につきましては、平成17年度の実質収支額が約400千円で、平成29年度では約1,000千円となっております。

なお、使用料などの収入で賄えない費用については、一般会計から繰り入れを行っております。

次に、問題点はないのかと、将来のシミュレーションはやっているのかという御質問でございます。

問題点につきましては、人口減少による使用料の減収や施設の老朽化対策などが課題と考えております。

また、将来のシミュレーションとしては、中・長期的な経営の基本計画である経営戦略を本年3月に策定し、施設の更新についても平成27年度に策定した最適整備構想に基づき、施設の状況を踏まえた上で計画的に実施する予定であり、今後も健全化に向け努力を継続してまいります。

次に、市町村設置型浄化槽制度についてでございます。

本年7月に調査するとのことだったが、その内容はというお尋ねでございます。

本年6月末に佐賀県嬉野市へ職員を派遣し、情報収集を行ったところでございます。

嬉野市は平成27年度に生活排水処理施設構想を見直し、市営浄化槽事業に着手しております。

なお、事業の特徴としましては、浄化槽使用料を公共下水道と同じ料金体系にされているところでございます。

次に、下水道・農業集落排水の使用料と合併浄化槽の管理費との格差についてどう思うかという御質問でございます。

下水道使用料は使用水量、または世帯人数に応じて算定しており、農業集落排水施設使用料は世帯人数に応じて算定しております。それに対して、浄化槽の管理費については浄化槽の大きさにより異なりますので、世帯人数の状況などにより違いがあることは承知しております。

次に、八女市も市町村設置型を取り組むべきと考えるが、どう考えるかというお尋ねでございます。

現在のところ、市の財政負担や人員体制などを考慮し、市町村設置型浄化槽事業の実施は考えておりません。

本市の浄化槽事業は個人設置型で進めており、平成29年度から補助金の拡充を行い、住民負担の軽減を図っております。

今後も国、県の浄化槽補助制度などの動向を注視しながら、浄化槽の普及促進に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○12番（服部良一君）

将来を見据えた資本整備の必要性の中で財政運営の重要性が増大しているわけですが、ということで、本日、生活する上で最も大切な生活排水、生活基盤ですが、3項とも生活排水に絡んでおりますので、前後するかもしれませんが、よろしく申し上げます。

八女市の下水道事業が開始された合併前ですが、何年度だったのでしょうか。それからまた、当時の加入人口、予定計画と現在の下水道計画エリア人口はどれほどの差になっておるかですね。最初はもっと広いエリアでしたので、そのころの人口予定、戸数予定、それから現在はどれぐらいの差になっておるのか、まずはお伺いします。

#### ○上下水道局長（溝上啓之君）

では、御説明させていただきます。

八女市の下水道になりますけど、八女市の下水道事業は平成10年度から矢部川流域関連公共下水道事業として事業に着手し、平成18年10月から供用を開始しております。現在の供用面積は439.3ヘクタールとなっております。

なお、矢部川流域下水道事業は福岡県が事業主体となり、八女市、筑後市、みやま市及び広川町の3市1町により構成されております。終末処理場は筑後市の島田地区のほうにございます。

それから、計画見直しはどうなっておるかということでございますけど、当初の計画ではございませんけど、平成20年度に1度大きな見直しがあっております。そこと現在の計画ということでお話をさせていただきますけど、平成20年度見直しの時点で計画面積が1,157ヘクタール、計画人口が3万1,500人、全体事業費で約313億円となっております。

それから、平成28年度見直しを行っておりますけど、これが現在の計画となりますけど、こちらのほうが計画面積で916ヘクタール、計画人口が2万300人です。全体の事業費で約270億円となっております。

増減の状況を申し上げますと、計画面積が241ヘクタールの減、計画人口のほうが1万1,200人の減、全体事業費でいいますと43億円の減となっておりますのでございます。

以上でございます。

#### ○12番（服部良一君）

下水道は長い歴史がありまして、現在と最初、当時計画されたときは条件、いろいろな

面で違ってきているわけですが、高度成長期、あるいはバブル期あたりで日本の海は汚れ、そして川は汚れて、大気汚染などいろいろな公害が発生し、それから日本は環境問題が取り沙汰されて、日本が基準として世界に発信して、今こういう下水道関係、生活污水関係も整備され始めたわけですが、そのころとやっぱり今は変わってしまって、当時は人口減少なんて、そのころは今の状況になるとは想定していなかったわけです。各自治体も人口が減る計算はなかったんですね。ですから、300億円だとか200億円だとか、そういう計算してでも下水道整備をしてきた歴史というのがあるんですが、ここに来て思わぬ人口減少とか、いわゆる自主財源が減ってきたとか、そういうことで非常に全国的に下水道の見直しが今なされている状況です。見直しどころか、一旦計画を打ち切っても、また別な方法を考えるということも今起こってきているようであります。

さて質問に入りますが、今言ったように八女市の現在の人口減少とかいろいろな財源などに関連しますので、八女市の特別会計についてになりますけど、以前、資料をいただいておりますね。質問のために整理をしますけど、平成29年度の現在高、それから平成30年当初の予算と整備費、維持費、管理費を教えてくださいと思います。

**○上下水道局長（溝上啓之君）**

整備費、維持費ごとのということでございますけど、ちょっと詳細は今持っておりませんので、現在までの事業費ということでお答えさせていただきますが、平成29年度末現在、下水道の整備費のほうは約14,730,000千円となっております。

それから、現在の処理区域内の人口が1万2,120人、接続可能となっている家屋数、件数のほうが4,533件となっております。

以上です。

**○12番（服部良一君）**

平成30年度の予算は持ち合わせていないと言われたんですかね。持ち合わせていない。

**○上下水道局長（溝上啓之君）**

済みません、きょう資料を持っておりませんので。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

**○12番（服部良一君）**

平成30年なのかどうかちょっと私もわかりませんが、当初予算1,380,000千円ぐらいですか——ぐらいしか私もわかりません。整備費が5億円ですかね、ちょっとわかりませんが、それぐらいだったと記憶しております。維持管理費が8億円ぐらいだったんじゃないかな。以前、聞いていましたので、大体それぐらいじゃなかったかなと思いますけど、大変高額なわけですね。それから、地方の公営というのは大体は適正な使用料で運営することが本当は健全なわけですが、下水道に関してはどうか、大体ほかにもいろいろ一般会計から繰り入れにやいかん事業はあるかもしれませんが、これだけ高額になりますと実質的

に一般会計から負担しているというか、依存している状況じゃないかと思うんですね。この一般会計からの繰り出しもどれぐらい続いていくのか、少し心配しているわけです。また、これ以上の高額になるのかどうかわかりませんが、この先々まで繰り入れをやっぱりやっぴいかなければならないというのは明らかなんじゃないかな。お伺いしますが。

**○上下水道局長（溝上啓之君）**

一般会計の繰り入れについての質問だと思いますけど、おっしゃるとおり、使用料収入で不足する費用については一般会計から繰り入れを行っております。これが下水道の平成29年度の決算ベースで申し上げますと518,524千円となっておりますけど、なお、この繰り入れにつきましては、整備費に係る償還金が主な原因となっております。これにつきましては、地方公営企業繰出金については地方公営企業の現状に鑑みまして経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化することが目的として毎年度の初めに総務省のほうから繰り出し基準ということが示されております。この基準に沿って繰り出しを行った場合は、その一部につきましては地方交付税の措置がされるものとなっております。

以上でございます。

**○12番（服部良一君）**

国のことといいますか、私どもの一般繰り入れがどれぐらい続くのかというのが心配だったのでお尋ねしたんですが、ちょっとはっきりわかりませんでした。

やむを得ないという御回答だったのかなとは思いますが、しかしながら、将来の地方財政というのは、いつも執行部のほうも言われるように、だんだん厳しくなると。自主財源は減るわ、地方交付税も下がっていくということで、一般会計からの負担も能力に限界があるんじゃないかと思うわけです。

これはちょっと調べたんですが、平成14年の国の下水道借金残高は33兆円であるというのがタブレットをのぞいたらありましたけど、公営企業債の借金残高の5割に当たると言われておまして、平成16年ぐらいに、これはいかにということで国も実態調査を行っているんですよ。この実態調査は御存じですか。そこから来られるともなんですから、御存じでしょうか。知ってあるなら、ちょっと実態調査はどういうものか教えてください。

**○上下水道局長（溝上啓之君）**

申しわけないですけど、存じておりません。

**○12番（服部良一君）**

私も先ほど申しましたようにタブレットでちょっとのぞいたぐらいですので、内容が深くはわからないかもしれませんが、国の下水道予算は平成15年が9,250億円であったが、平成18年には539億円に減少するとあったわけですね。これに伴って各自治体も調査したところ規模縮小するという回答で、計画どおりと答えたところは3%しかなかったと。あとはほと



んどが縮小したり切りかえたりを考えておるということを出しておるわけです。こんな厳しい中ではありますが、八女市の完成予定はいつなのかというのが、また非常にこれは関連してくるわけです。近々に完成するというならば、長期にならないければ、それほどの危惧はしなくてもいいかもしれませんが、これが長く続くとなりますと、財政はやっぱり厳しくなるというのはひょっとすると来るんじゃないかと思うわけです。

先ほど市長のほうからも、平成でいえば52年までということでもありますので、20年ちょっとかかるんじゃないかと予想をするわけです。これぐらいの完成予定までの総額を先ほど申されたんですが、完成までの総額はどれぐらいかかるかというのをもう一度お知らせ願っていいでしょうか。あと20年ですね。

### ○上下水道局長（溝上啓之君）

先ほど市長答弁にもございましたけど、下水道整備完了の見込みが平成52年度で、整備費の総額が約270億円と考えておるところでございます。

それから、先ほど平成30年度予算ということでおっしゃった分ですけど、整備費のほうは558,101千円、それから、維持管理費のほうは259,647千円になっているところでございます。

それから、下水道事業の繰り入れにつきましては、下水道事業自体が先行投資が非常に多いということで、処理場と主要な管渠を先に先行して整備する部分がございますので、どうしても最初のほうは高くつく整備費を料金で回収しようとする、どうしても法外な使用料設定となるということもありますので、また、長期に数世代にわたって使っていくような施設になりますので、その辺も含めて繰り入れというのが制度化されているものと思っておりますけど、先ほど見直しをほかの自治体もやっているじゃないかという話がございますけど、そこにつきましては議員も御承知のとおり、八女市のほうも平成27年度に八女市の汚水処理構想という形で流域関連公共下水道事業、それから農業集落排水事業、こちらのほうは黒木町の一部でっておりますけど、それから、浄化槽については個人設置型ということで整備を推進しているところですけど、この平成27年度の汚水処理構想の見直しというところで、国のほうも先ほど申されましたとおり財政事情と人口減少もありますので、そこを踏まえて見直しなさいということによってきたわけですけど、これまで本市の汚水処理事業について、それを契機に再度、近年の社会情勢、経済情勢、その辺も踏まえながら、八女市として最適かつ効率的な汚水処理整備手法について検討を行ったということでございます。

そこで、先ほどちょっと計画変更の内容を申し上げましたけど、下水道事業を将来にわたって採算の見込みが非常に厳しいという部分については、議会の皆さんの同意もいただいて削減をしたということでございます。それにあわせて浄化槽の補助につきましても何らか、市の厳しい財政ではありますけど、できるところはやっていこうということで増額をやってきたということございまして、まずはちょっと3年間そういう形で進めているという中の

今2年目になっておりますので、その効果も踏まえて今後どう進めていくかというのは検討したいなと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○12番（服部良一君）

平成27年の見直しは、私たちも携わりましたので知っております。立花、あと黒木地区ですね、人口減少だけではなくて、あそこはやっぱり川を越える、それから、高低差を越えるときにポンプアップを5基とかつけないかんということで、またここに大金がかかるということで見直しがあったと、これはもう承知しておることですし、やっぱり八女市の財政を考えれば当然だったろうと思います。ただ、その後の措置をいろいろ賛否あったんですけども、それはまだいろいろ思っている方も確かにおられるようです。

今、質問しているのは非常に長く話していただきましたが、一般会計からも繰り出しておりますし、この借金を先ほどはどれぐらいかというのが心配なわけであったんですが、市長の答弁を聞いていますと、今現在加入してあるエリア、下水道エリアの方たちが借金は入っているんですか。市民全体でやっておるんでしょう、払っておるんでしょう。エリア人口だけじゃないでしょう、市民全員でしょう。

#### ○上下水道局長（溝上啓之君）

先ほど処理区域内人口という形で、下水道区域内の人口で考えるとという形でお答えをさせていただいたところですけど、この公共下水道というのは通常の道路とかとはもちろん違うわけで、使われる方が下水道区域内に限られてくるという意味合いがありますので、その一般会計からの負担を、じゃ、全市民が負担しているのではないかと云われますと、そのお金にこれがこの分とかというのはございませんけど、下水道整備でどういうお金を使っているかという捉え方でいいますと、区域内の人口で考えていくのが妥当だろうと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○12番（服部良一君）

そこなんですよね。下水道を利用される方は使用料でしょうが。その人たちは使用料で、もちろん一般会計からといえば私もそれはわかります。全体で八女市の借金も貯金もみんなのためにやりよると、だから、それは理屈はわかります。しかし、この排水に関しては使用料と、要するに管理費と、農業集落もありますけど、料金がばらばらあって、そして、みんなと同じ借金を払っておるという感覚になると、ちょっとおかしゅうはなかかという感じのするんですよ。本当に使用してある方たちが、使用料に上乗せして借金を賄ってあるならばわからんじゃないです。ところが、合併浄化槽を使ってある人も下水道の料金は払っておるという理屈になるんですね、一般会計から繰り出すということは。私はそこを思っているわ

けです。多分間違っておらんと思いますけど、それを計算しておるときに、合併当時は7万4,000人という人口があったと。しかし、現在6万4,000人ほど、これから20年、もしくは22年ぐらいたてば、もっと人口が減ってきます。戸数も減るかもしれない。そういうのはシミュレーションしとかないかんですが、もしみんなそれを賄っておるということになれば、1人頭の借金料金は高くなるんじゃないかということ、ちょっと回りくどかったんですが、言いたかったんです。ですから、今申されたのは、通常はエリアの方たちが借金していますよと言われましたが、それは私は違うような気がします。いかがですかね。

#### ○上下水道局長（溝上啓之君）

公共下水道、農業集落排水等の集合処理ですね、いわゆる集合処理と個人設置、個別に管理されている浄化槽の使用料といいますか、維持管理費に差があるじゃないかということでございますけど、標準的な家庭を例に申し上げさせていただきますけど、これはあくまで例ですけど、浄化槽の5人槽の場合が年間54,200円から56,360円。

じゃ、これに対して下水道のほうはどうかと申しますと、大体4人世帯の使用する水によっても違いますけど、地下水の場合は世帯人員で換算しておりますので、こちらのほうで55,140円と、ほぼ同程度となっております。確かに世帯に何人住んでいるかとか家の大きさとかで浄化槽が大きくなってきますので、その辺については確かに差が出ているということは承知しているところです。

それからあと、先ほど下水道の借金のほうを全市民で負担しているという話がございますけど、ちょっとこちらのほうも一応補足という形にはなりますけど、くみ取りと浄化槽の、浄化槽の場合は汚泥というのが出るわけでございますけど、そちらについてはこの数値では全く出てきませんが、八女中部衛生センターのし尿処理浄化槽汚泥の処理費用というのがかかっている部分もございますので、そこも一応ここで申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

#### ○12番（服部良一君）

もしかすると、この借金というか、下水道工事はもっと永年続くような気がするんですね。というのは、耐久年数というのがあるでしょう。20年したならどこからどこまでのスパンの塩ビ管はかえにゃならんとか、もしくは施設を建て直さなければならないとか、あるいは機器類ですね、浄化するシステムをやり直さないかんというのが、これまた20年後ぐらに出てきやせんですか。そしたら、それがお金がかかると先ほど言われたでしょう、最初の設備が。また同じメンテナンス料がここに発生してくるとなると、またこれは永年続いていくということになると思うんですね。そうするとまた、これは今の仕組み上、浄化槽とか農水とか種類がありますと、そこにはまた未来永劫、料金の差額はそのまんま残りながら、そして借金もまた——減っていくとは言われましたが、またメンテナンス料でふえていくという

ことは考えられないでしょうか。耐久年数はどれぐらいあるでしょうか、一番最初工事したところは。

#### ○上下水道局長（溝上啓之君）

耐久年数ということですので、法定耐用年数ということでお答えさせていただきますけど、下水道の管渠、これは財務省令、減価償却資産の耐用年数等に関する省令のほうを参考に御説明させていただきますけど、下水道の管渠の場合、50年（「50年」と呼ぶ者あり）50年ですね。それから、ポンプ設備につきましてが20年とここでうたわれております。

それから、議員おっしゃいますとおり、一度つくって終わりじゃなかろうもんと、その後、また更新が必要じゃないかということですね。確かに先行して、八女市の場合は比較的取りかかりが遅かったということもございまして、今でもまだ最初の整備のちょうど真ん中ぐらいになっているかと思えますけど、大きな自治体で先に下水道とか取りかかったところにつきましては、今もう更新が一つの大きな課題となっておるところでございまして、これにつきましては、八女市のほうの考え方としましては計画的な更新事業の実施が必要だろうと、長期的に考えて。その前提としましては、ストックマネジメント計画と言っていますが、長寿命化を検討していく計画になりますけど、まだうちのほうは古いもので20年弱ということですので、早急に必要になっている状況ではございませんが、県内でも老朽化した施設を抱える自治体についてはストックマネジメント計画を策定しているとか、今取りかかっているとかという状況になっております。八女市のほうでは将来的にはというか、そんな遠い将来ではないと思えますけど、ストックマネジメント計画を本当に実効性のある形で十分検討した上で策定していく必要があるとは考えているところではございます。それを使って、計画的な財政とかの面も含めて更新事業にかかっていく必要があるなと思っているところではございます。

以上でございます。

#### ○12番（服部良一君）

丁寧にお話ししていただきましたが、要するにメンテナンスは必要ということだったんでしょう。20年ぐらいと言われましたが、完成年度があと二十数年かかるということになれば、ポンプとかはもうそれに入っていますし、設備に50年と言ったらそのあたりになるですね。ですから、永年続くんじゃないかなという心配をしているわけです。

もう時間もあんまりないので、次に行きますけど、これは災害とかもね、想定したくもありませんが、災害にも非常に弱いと。熊本とか災害地がありましたけど、下水道をやられたら情情的には大概なお金がかかるということでもあります。ですから、この災害は考えたくもありませんが、やっぱり下水道もそれありということで、これは将来のこともシミュレーションをやっていかないと、お金が大きいから言っているわけでもあります。

ちょっと先に行きます。農業排水についてであります。

これは昭和48年モデル事業として創設された農業集落排水事業は、生産環境と生活環境の改善ということで水質保全を目的とされたんですが、要するに農業関係者の担い手の確保という観点からも重要な事業としてされたということは言うまでもないのですが、ここに来て、前回のときにも問題があると思って、これは調べてみましたが、まずは農業人口、これも先ほどの下水道と変わりませんが、農業エリアの方たちの人口はどれぐらいだったのか、設置されたころと現在どれぐらいになっていますかね。3地区ですよ。よろしくお願ひします。

#### ○上下水道局長（溝上啓之君）

事業開始当時と現在の比較ということでの御質問ですけど、答弁者のほうも3地区全てが供用開始になりました平成17年度末と平成29年度末、直近の比較ということで御説明させていただきますけど、加入戸数のほうが平成17年度は235戸、平成29年度は245戸ですね。ちょっと人口のほうが持ち合わせておりませんが、「いや、よろしいです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

それから、使用料の状況ですけど、平成17年度が年間11,848千円です。平成29年度が11,263千円ということで、比較しますと585千円ほど減少しているという状況になっております。

以上でございます。

#### ○12番（服部良一君）

わかりました。580千円減少ということですね。戸数はふえているんですかね。戸数はふえているのに減がふえていると。なるほど、こういうこともあるんですね。わかりました。

この事業も平成9年が神露淵で、平成13年、田代から平成16年が弓掛ということで進められてきましたけれども、一般会計の繰り入れは現在どげんなつとるんですかね。

#### ○上下水道局長（溝上啓之君）

一般繰り入れの状況はということでございますけど、先ほどの説明をちょっと補足させていただきますけど、平成17年度の繰入金金が68,350千円です。それから、平成29年度の繰入金金が56,796千円となっております。こちらの繰り入れにつきましても、先ほど下水道のほうでも説明申し上げましたけど、一定額は総務省の指針に沿って行った場合は地方交付税の措置がされるということになっております。

以上でございます。

#### ○12番（服部良一君）

これも供用開始は平成17年ですけども、大分たっていますので、メンテナンスとか、そういうことも計画的にやらないと、先々のシミュレーションをやっていないと、またここで大きなお金が発生するということになりますので、現在の繰り入れも56,790千円ですので、

またここでふえていくということになるといけませんので、よくシミュレーションをやっておくようお願いしたいと思います。

もう一つだけ農業集落排水でお聞きしますが、農業集落排水エリアでありながら当初計画されたときに、このお宅とこのお宅は工事が非常に難航するというので、そのエリア内でありながら農水の件数には入っていないと、農水地域でありながら外れているという方はおられると聞きましたが、どうでしょうか。

#### ○上下水道局長（溝上啓之君）

議員がおっしゃるとおり、農業集落排水事業で実施しているエリアの中に、管渠整備等が非常に非効率な部分については一部浄化槽を設置しているという部分がございます。

平成29年度末の加入戸数が先ほど申し上げた245戸でございますが、そのうち個別排水事業という、いわゆる物は浄化槽でございますけど、設置したものが25戸となっております。

以上でございます。

#### ○12番（服部良一君）

先ほど来、下水道と農業集落排水は仕組みは同じである。下水道のミニ版が農業集落排水という考え方でよろしかったですね。このエリアから外れたというのを簡単に置きかえてみますと、立花、黒木が非常にお金がかかるということで外れたのと理屈は同じですが、この25戸分の個別の方たちは浄化槽を設置されておる。この支払いのシステムはどうか、これは。普通の浄化槽と同じ支払いでいいんですか。管理費を払っているのか、もしくは農水の料金でいくのか、ここがちょっと私は大事なところと思うんですが、いかがですかね。

#### ○上下水道局長（溝上啓之君）

まず初めに、農業集落排水事業は下水道と同じような事業だろうということでございましたけど、基本的には集合処理ということで、そういった大きなくくりで考えますと同じ事業ということが言えると思いますけど、下水道の目的としましては公衆衛生の向上、生活環境の改善、それから公共用水域の水質保全、これを主な目的にして実施されている重要な社会基盤を整備する都市計画の事業と位置づけられております。

一方、農業集落排水のほうですけど、こちらにつきましては農村地域で農業用水路が生活排水の受け入れ先になっているという実情がございます。そのことを考えまして、食の安全・安心の確保、農業生産の安定のために農業基盤と一体的な污水处理施設の整備が必要だろうということで実施されたものでございまして、水質汚濁による農業被害の解消を図るために、農林水産省のほうで補助事業として実施したという経過がございます。

それから、使用料についてお尋ねですけど、その前にまず個別排水事業ですね、ちょっとわかりにくいですけど、今、八女市でいうと農業集落排水事業区域の中の一部の方々、先ほど言いました25戸を浄化槽で整備したという個別排水処理施設整備事業というものでござい

ますけど、こちらにつきましては、そもそも事業の要件としまして、下水道や農業集落排水施設等による汚水を集合的に処理することが適当でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図るために浄化槽の整備を行うという目的になっております。その事業の要件の中で下水道や農業集落排水等、この集合処理区域の周辺地域において当該集合処理施設と一体的に運営すると、一体的に運営するものとして、若干数の制限というか、指定もございませうけど、原則としては事業年度内に20戸未満と、そちらのほうについて浄化槽の整備を行うための事業となっておりまして、まさに先ほどちょっと説明させていただきましたけど、農業集落排水の区域を定めた中で管渠の整備等がどうしても地形その他、例えば、何かぼつんと離れているとか、そういう部分については余りにも管渠整備では非効率だろうという部分について、そこをカバーする形で整備を行っていったというものになっております。先ほど一体的に運営するという内容がございましたけど、ここの部分もありますので、当然同じ農業集落排水事業として経営を行っておりますし、使用料につきましても農業集落排水の使用料という形で世帯人員によって徴収しているという状況になっております。

以上でございます。

#### ○12番（服部良一君）

また丁寧に話してもらって時間が大分減りましたけれども、要するに使用料ということですね。一般の方は管理費でやっているけれども、ここは使用料でやっているということで、条文とかを探しましたが、とうとう探しきれませんでした。エリア内でありながら農水に入られないお宅についてはという条文を探しましたが、ちょっとわかりませんでしたので、お尋ねしたところです。

ほかにも農水のことでも聞くことがありましたけど、あと10分になりましたので、先に行きます。

嬉野市に市町村設置型について、調査を6月か7月に行くということでしたので、内容を短く、もう10分しかありませんので、短くお願いします。

#### ○上下水道局長（溝上啓之君）

短くということですので、要点だけ説明させていただきますけど、最新の情報がまだ入っておりませんが、市町村設置型浄化槽が全国で176市町村、県内でいいますと5市町がやってあるということで、県内では久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町、そういう状況になっております。

それで隣に、佐賀県ではございますけど、比較的最近、新たに事業を開始されたというところで、先ほどありました、本年6月末に佐賀県嬉野市のほうに情報収集に行ってきたところでございます。

まず、市町村設置型浄化槽事業の特徴としましては、設置に要する住民負担の軽減ですね。

また、設置後につきましては、市町村が公共施設として維持管理を行うようになりまして使用料をいただくという形になりますが、市が維持管理を行うという部分では水質保全、これが図られるというか、決定されるというか、そういう部分が大きな特徴になっております。それから、嬉野市の特徴としていいますと、浄化槽使用料の設定を公共下水道と同額にされているということが最も大きな特徴だろうと思っているところです。

ただ、一応申し上げますと、嬉野市の経営戦略、中・長期的な経営の計画として位置づけられておりますけど、そちらのほうを見ますと、将来は料金がやっぱりどうしても、市が業者に払う維持管理費、委託料、保守点検費用、清掃費用です。それと、それに見合うような浄化槽使用料にはなっていないということで、将来は料金の見直しが課題になるだろうと思っておりますのでございます。

以上です。

#### ○12番（服部良一君）

短くと言ったので、あんまりうまく話せなかったでしょう。嬉野も下水道事業をやっておったんですが、エリアを大分削っていますね。それから人口が、嬉野がピーク時からいくと8,900人ぐらい減っております。そういったことで、下水道事業がもう成り立たないという判断から市町村設置型浄化槽制度を取り入れたということです。今おっしゃったとおり、このやり方とすれば、一般御家庭も管理費ではなくて使用料を下水道と同じ料金で払うというシステムですから平等性があるわけです。将来、予算は上がるかもしれませんが、同じ料金で設定されるということであります。

それで、料金のことをちょっと言いましたので、もう一度繰り返しになりますが、下水道と浄化槽の金額を先ほど5人槽の場合とは言われましたが、私の家が7人槽ですので、7人で仮に申しますと、7人槽に仮にひとり住まいとしますよね、それから、下水道にもしもひとり住まい、この料金はどれぐらい差があると思いますか。先ほどは5人槽ではあんまり値段は変わりませんとおっしゃったんですが、仮に7人槽にひとり住まい、それから下水道にもしもひとり住まいとしたら、どれぐらい差があると思いますか。

#### ○上下水道局長（溝上啓之君）

公共下水道と浄化槽の（「時間がないからちょっと短く」と呼ぶ者あり）料金格差ということですが、7人槽の場合、浄化槽管理費が年間60,680円から70,098円ということにして、あと下水道使用料のほうは1人世帯の場合は年間17,280円となりますので、その差としましては43,400円から52,818円となるかと思えます。

ただ、ちょっと……（「もうよかですよ。3分しかないけん」と呼ぶ者あり）浄化槽のほうはもちろん一戸建ての持ち家という形になって、浄化槽につきましてはアパートとか、そちらのほうも入っているという部分もございまして、一応その辺を補足させていただきます



す。

以上です。

#### ○12番（服部良一君）

それだけ差があるんですよ。それはもうみんなわかっていることですが、高齢者社会になりまして、私の地域も東上町というところですが、そこでも高齢者ひとり住まいが何件もあるんです。それでも浄化槽は5人槽、7人槽、昔家族があったもので、その設定でつくってあるでしょう。しかし、時代が変わってきて、お年寄りひとり住まいとか年金暮らしであるんですね。そして、今言われたように70,300円払わにゃんわけです。払わにゃんとは当たり前ですけど。ですけど、下水道のほうは同じひとり住まいやったら今言われたように1万数千円なんです。50千円から差があるんですよ。これを何とかできないなら、何にも方法がないなら言いませんけど、市町村設置型でやれば平等性もできますし、一般繰り入れも同じ平等になるわけですね。私が言いたいのは、きょうはそこだったんです。生活排水を3つ言っていますけれども、同じ八女市に住んでおるならば、同じ料金で同じ借金からって同じ幸福度をみんな受けるのが私は本当の生活基盤じゃないかと思うわけです。

先ほど農業集落排水もいろいろな個人云々と言われましたが、あそこも同じ理屈なんですよ。届かなかった、財源が余計かかるから、そこのお宅は浄化槽にお願いしますと。浄化槽のお願いをしたところが農業集落排水のお値段ということで、そこはしてあるじゃないですか。やり方はそれでいいんですよ。ですけども、今の下水道のエリアを削減した場合は、今まで長年待つてあったお宅たちは下水道を待つてあったんです。ところが、来ない。来ないならば何とか平等性が保てるならいいんですが、要するに今言われたとおりなんです。50千円とか40千円、2人住まいでも40千円ぐらい差が出ますね。ですから、ここが私はこれから先々、未来永劫このお値段がずっと続くなら生活はおかしくなりやせんですかと私は言いたかったわけです。

もう時間がありません、1分しかありませんので、市長、この件に関して御意見いただけたら終わりますので。

#### ○市長（三田村統之君）

お答えします。

時間がないのに質問されても困るんですけど、（「済みません、短くいいです」と呼ぶ者あり）短く。

財政状況の問題、将来のこともありますし、それから、それぞれの中山間地を抱えた旧市町村の取り組みの状況もありますし、ただ、これから考えなきゃならないのは、やはりそういう使用料、これは浄化槽だけではなくて格差が生まれてくる、これは是正をしていくように考えていかなきゃいかんだろうと。すぐはできないかもしれませんが、努力をしなきゃい

かんだろうと。

それから、議員おっしゃってあったメンテナンスの問題、これも非常に大きな問題……

○議長（川口誠二君）

市長、時間が来ました。市長、時間が来ましたので。

○市長（三田村統之君）

はい。継続して検討していかなきゃいかんだろうと思います。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（川口誠二君）

答弁を求められる場合は、ある程度時間を保障されて答弁を求めているように御配慮をお願いします。

12番服部良一議員の質問を終わります。

11時25分まで休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

2番橋本正敏議員の質問を許します。

○2番（橋本正敏君）

おはようございます。2番橋本正敏です。傍聴席の皆様、早朝より引き続き傍聴願い、ありがとうございます。ひょっとしたら昼を超えるかもしれませんが、どうぞ最後までお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。皆様どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

今、全国的に人口減少が起きております。例外なく、この八女市も人口減少が起きております。ところが、この八女市における人口減少の一番の原因と言われますのが多分農業従事者の減少ではないかと思えます。

ここに数字を上げますけれども、1985年、昭和60年、30年前ですけれども、この八女市の人口は、当初合併しておりませんでしたけれども、旧市町村全部合わせますと8万4,556人、30年後の2015年、平成27年には6万4,408人、約76%になっております。このうち農業従事者に関していいますと、1985年、昭和60年には1万7,517人、全体の約21%、ところが、30年後、平成27年には6,069人、これは30年前の35%、全体の人口からいいますと約9%、1桁に落ち込んでおります。これは単に人口が減って八女市がコンパクトになったというだけではなくて、中山間地、特に旧郡部の村の存続そのものが脅かされるような現状になってきつつあるということです。このまま減っていきますと村がどんどん崩壊して行って、この行政もままならんような状態になっていくことはもう目に見えているわけです。ですから、こ

れをいかに食いとめて、さらにこの行政が安定したものになるかという、その観点におきますと、やはり中山間地の農業がこれから大切になってくる。どうか力強く最後まで残っていただきたいというその思いで、何とか助成してやらにゃいかんという気持ちになるわけです。

本日は、この流出をとどめて減少を少なくして八女市が将来的にも存続していくようにするための方策、施策を提言したいと思います。

その中山間地におきまして、じゃ、なぜ農業者が減っていくのかという点につきますと、やはり急傾斜地ということになります。これが後継者不足、後継者離れといいますか、やはりきつい、大変ということでどんどん後継者が減っていております。海外からは農作物のTPPだとかEPAとか、輸入問題につきましましては、やはり海外の広い耕作地につくった農作物と日本の急斜面でつくった農作物と一概に同じ作物という点では、これはもう全く対等しないわけです。全然日本の農業は成り立っていきません。ですから、少なくとも耕作地がある程度海外と似たような場所で作るならば、日本の農業の方々には技術もありますし、努力もされますので、それほど農業収入が減るようなことはないと思いますので、この点について今回は質問をさせていただきたいと思っております。

まず、基盤整備のための支援について、それから農地中間管理機構、俗に言う農地バンクの活用について、最後に、未相続農地の貸借についてお伺いします。簡潔にお答えしていただきますようによろしくお願ひします。

あとは質問席にてします。よろしくお願ひします。

### ○市長（三田村統之君）

2番橋本正敏議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、中山間地農業の持続的経営のための施策について、基盤整備のための支援についての御質問でございます。

中山間地域にある農地の一部では、小規模な農地が多く、農作業の効率化が進まないなど農業構造の改善には不利な状況にありますが、比較的小規模な農地を集約し、農地を改良することで営農効率の向上を図らなければならないと考えております。

このような状況を踏まえ、50アール以下の比較的小規模な農地につきましては、八女市小規模土地改良事業において、農地造成及び農地改良事業費の4割、最高1,400千円までの補助を行っております。

今後も中山間地域農業の振興のため、地域の御意見の把握に努め、小面積農地を集約できる地域について、国、県、市の補助事業の採択条件に合う計画を立て、農業基盤の整備並びに地元受益者の負担軽減となるよう検討を進めてまいります。

次に、農地中間管理機構（農地バンク）の活用についてでございます。

高齢化の進行などにより農地の未耕作地の増加が想定される中、農水省所管の農地中間管

理機構関連農地整備事業が新設をされました。内容は、貸し手である所有者と借り手である担い手農家との間に、農地中間管理機構を通じて一定の要件を設定し、基盤整備を推進するための事業です。

今後も地域の状況把握に努め、地元関係者の御意見を聞きながら、担い手農家、農地中間管理機構、福岡県との情報共有に努め、市内の農業基盤整備の推進を進めてまいります。

次に、未相続農地の貸借についてでございます。

農業経営基盤強化促進法及び農地法の一部が改正され、共有持ち分の過半を有する者の同意で足り得るものとされている賃借権などの存続期間を5年未満とされていたものから20年以内に延長されるものでございます。

また、共有者不明によって過半を有する同意を得られない場合においても、農業委員会に探索の依頼及び公示を行うことにより、中間管理機構への20年以内の利用権の設定ができるものでございます。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

#### ○2番（橋本正敏君）

まず、基盤整備についてですけれども、ここに資料をいただいております。ありがとうございます。どれも補助率が4割から5割となっております。この大体4割から5割となったその理由というか、そういう何か条例があるんでしょうか、それとも、県がこうなるとのからということでしょうか。どういうことになっておるのか、お願いします。

#### ○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

国、県の絡みにつきましては、当然そちらのほうの要綱がございますので、それに準用してということになります。市単独ということになりますと、はっきり申し上げまして、前回、前々回の議員からの御質問の中で、負担が大きいという中での30%から、今回は、ことし4月からは40%ということでの、若干受益者の負担を少なくするような措置をさせていただいておるような状況でございまして、その30%、40%の根拠と申されますと、ちょっと私の今把握しておるところではございません。

以上でございます。

#### ○2番（橋本正敏君）

ありがとうございます。実は、やはりこのところが後継者不足というか、残らない原因だと思っんです。基盤整備をするに当たって、やはり急傾斜地を理想的に言えば10度から20度ぐらいのそういう緩やかな傾斜地にするためには、ある程度のお金がかかりますけれども、それに、これは平たん地からいけば、まさに緩やかな傾斜地をつくる、そこまでやらないと対等な耕作地ができないということで、それまでにお金がかかるということは大変不利な状

態が続くわけです。ですから、ここがもともとお金がかかるのであれば、そもそも平坦地に行こうとか、もう農業をやめようとかいう考えになるわけですね。ですから、この負担割合をなるべく小さくするということが、やはり後継者を残す最大の部分じゃないかと思えますので、ここを、どこを参照されたというか、全国的にこんなもんかもしれませんけれども、八女市はちょっとよそとは違うと、さすが八女市は基幹産業である農業に力を入れてあるということがあれば、またよそからでも後継者は来ますし、それを目指して、注目されて、ここが農業を盛り上げていくさらなる拠点になるかもしれないという思いはあるわけです。

ですから、この部分をもうちょっと補助率を上げてもらうとかいう考えはあるのかなのか、よろしくをお願いします。

#### ○農業振興課長（原 信也君）

お答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃるように、中山間地域の地形であったり、そういったものの平地とはかなりの違いがあるということは当然認識をさせていただいております。ただ、今後この補助率を増額ということにつきましては、ちょっと私一存で、はい、上げますということにはならないと思います。

他県、他市の状況を私も詳しく把握しておる状況ではございませんが、やはりそういったよその自治体のそこら辺のところも十分私のほうも勉強させていただいた中で、八女市に合う補助率であったりとか、そういう八女市単独でできることがあれば、そういうことは当然検討に値するんじゃないかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○2番（橋本正敏君）

これは確かに課長の一存ではいけませんので、ここは最後の質問として市長にお伺いしたいと思えますので、よろしくをお願いします。

先に行きますけれども、実はことし4月に、去年も行きましたけれども、建設経済委員会のほうで立花町山下地区の国の基盤整備事業を見てきました。まず、その概要を言いますと、出来高が14ヘクタール、総工費が1,250,000千円、13名の受益者がおられまして、それぞれの個人での負担は5%ということです。5%といいますと、大体10アール当たり450千円ぐらいになって、大体1人当たり4,500千円から5,000千円ぐらいになるわけです。ところが、ここは大まかに言って1人1ヘクタールぐらいの割分があるんですけども、露地の果樹栽培、例えば、ミカンとかキウイフルーツとか梨が現在も植わっていますけれども、そういう作物で一家、家族が生活していくという面積になりますと、やはり1ヘクタールではとても生活できない面積です。2ヘクタール、3ヘクタール、多い人は5ヘクタールもありますけれども、大体二、三ヘクタールが欲しいところです。となりますと、1人当たり、これはあ

と1カ所つくったとして、1人当たり約20,000千円から、多い人では30,000千円ぐらいの負担がここで生じるわけです。ですから、基盤整備するだけでそれだけの負担が1人にのしかかってきて、それから農業を始めろと言われても、もう借金が目の前にあって、なかなかこれを周りの人が見たときに、若い人が見たときに、ああ、俺はとでもできんと、やっぱり農業は大変だから農業は離れていこうという気持ちになると思うんですね。ですから、この負担額をなるべく下げるためには、やはり補助率というのをもっと上げていただいて、なるべく負担の少ないようなやり方じゃないと農業は生き残っていけないし、それでは人口はますます減るし税収も減ると、行政はますますコンパクトになっていくという悪循環を繰り返すことになるわけです。ですから、この基盤整備につきましてはもっと大きな目を見ていただいて、負担額を減らすような方策をとっていただきたいと思っておるわけです。

ここで、これも先ほど聞きましたので、お金の補助額は一番最後にまた市長に聞きますので、こういうことです。

そこで出てきますのが、次の農地中間管理機構に移るわけですがけれども、これは2014年3月に耕作放棄地の解消、または担い手への農地集積を目指して関連法が施行されました。

八女市におきましても、私は6月にこの件については少し聞きましたけれども、それから先、本年度に入りまして、この農地中間管理機構による活用は八女市の中で実際に使われている例があるのかないのかをまずお聞きしたいと思います。

#### ○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

八女市においては、この事業に取り組んであるところにつきましては、現段階ではございません。

以上でございます。

#### ○2番（橋本正敏君）

実は、この施行から5年後をめどにこれをもう一度見直すということになっておりまして、まさに今がその見直しの時期に来とるわけです。それで、昨年、土地改良法の改正に伴いまして、集積面積が平地で10ヘクタール以上でこの事業が成り立つという部分を中山間地では5ヘクタール以上という緩和になり、また、農家が手出しする部分、負担金を従来は12.5%あったのを、それを国が負担し、農家負担金はゼロということになりました。

それで、まさに、今までは平たん地の田んぼを中心としたこういう農地の集積をやっておりましたが、ある程度のめどがついて、これからいよいよ中山間地にそれを目が行くという時点になったときに、やはり今までどおりのことをやっていたんではこの集積ができないということでこういう措置が出てきたんだと思いますけれども、これは農家負担がゼロなんです。中間管理機構が基盤整備をして、そして、それを借り手側に貸し出すということになっ

ておりますので、もちろん市はありますけど、個人の負担がゼロということですから、まさにこれを活用しない手はないと思っておるわけです。

今後これを活用する方向で行っているのか、ちょっと何かひっかかる部分、要件について何か余り活用できない部分があるのか、その点をお聞きいたします。

#### ○農業振興課長（原 信也君）

お答えを申し上げます。

今、議員示されたとおり、平地では10ヘクタール、中山間地は5ヘクタールという条件の中で、以前は12.5%の負担の中で、その負担を国が代がわりをしてという区画整理をやったり農地造成をやるというシステムというか、そういう制度をつくっていただきました。

これにつきましては、やはりさまざまな条件がございまして、いろいろなこと、るるございますけれども、それを造成して担い手へ、はい、どうぞ、今から願いますということで、その中で、例えば、5年間の中でコストを20%削減しなさい、収益を20%上げなさい、そういうもろもろの条件は附帯としてついておるような状況でございます。

単純に今まで農地を造成することについて、受益者の負担がかかっていたのがかからなくていいと、かからなくなったということだけを見れば、非常に個々受益者につきましてはありがたい制度であるということでもございますが、これにつきましては、やはり地元、その地域の方がまとまった中でこれに取り組もうという強い、かたいそういう事業に対する姿勢がないと、先ほど来出ておりますように、例えば、山下地区の事業についても5%という数字はございますけれども、当然これが金額が増せば、1億円、2億円ということであれば、その5%という数字は非常に大きな負担になってくるということで、これは比較になりませんが、そういった意味で事業的には私たちもそれぞれ地域の方と話し合いながら取り組むべきところは取り組んでいかななくてはならないと思っておりますけれども、やはり地元からそういう御相談を受けた中で、その中心的となることで皆さん方の合意形成が得られれば、これにとっては市としてもぜひ協力をした中で事業展開を進めていくべきではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○2番（橋本正敏君）

さまざまな要件はもちろんございますけれども、これをまとめるというのが至難のわざです。ところが、これはもう書類上まとめればいいことで、先ほど言われましたとおり、地域の合意が必要ということが一番、それよりももっと大切なことですが、

実は今、農業新聞とかいろんな新聞で農地バンクについて取り上げられておりますけれども、一番鍵になるのは、先ほど言われました合意ですね、地元の合意が必要と。そのためには人・農地プランというプランをまずつくりなさいというのが国の指針ですが、この

人・農地プランを、資料にも上げてきてもらっておりますが、実は形骸化しておるといふか、もう通り一遍のプランが上がっておりますが、今言われた地元の方たちとの合意形成という面では、実際にこの農地プランがちゃんと機能しているようにはとても思えないのですけれども、今までの人・農地プランの作成には一体どういう方々が今まで携わってきておられ、年間に大体どれくらいの会議といふか、話し合いが行われてきたものか、お尋ねします。

**○農業委員会事務局長（牛島憲治君）**

お答えをいたします。

人・農地プランにつきましては、お手元の資料に作成年月日、平成24年、平成25年に作成をしたということで資料のほうに記載をさせていただいております。しかしながら、プランの作成当時につきましては、旧八女でいけば各校区ごとに農振協がございまして、それを活用させていただきまして、例えば、農業委員さんでございまして、土地改良区でございまして、AFCの方でございまして、中には議員も入っていただきまして作成をさせていただいているところでございます。

作成以後につきましては、申しわけございませんが、定例的な検討会の開催は今まで行われていないところでございます。

以上でございます。

**○2番（橋本正敏君）**

これは最初につくられて以降、話し合いが持たれていないというところで今理解しました。

実は、ことし7月6日の農業新聞に、「農地集積の今」という題で農地バンクについて書かれております。これは茨城県の桜川市というところですが、こちらは水田地区ですが、50枚ほど田んぼがありまして、そこで多くが遊休化したところがあったと。それを10枚程度に区画整備をして、利用権者が約20人だったところを2人の担い手に集積されたという事例が挙がっております。このときに集積に関して一生懸命努力をされた方がどういう方がされたかといふと、地元の農地利用最適化推進委員さん、農業委員さんとともに、ある地元のそういう農地にかかわる委員さんですが、この方がこれをまとめ上げられたということです。人・農地プランの作成に当たっては、今ありましたとおり形だけの策定になり、いざこれを進めていってこの人という借り手の方に提示したときに、今度は農地をめぐる話し合いが今まで不十分だったために、土地所有者の方で実際に田んぼをつくってある方、そういう方々と話し合ううちに、いや、うちは貸さんと、うちは俺がするという方々がぽつぽつと出てきて、これがオジャンになったという例が多々あると。それからまた、借り手が、この人に貸すつもりでおったのに、その人が、いや、僕はこういうところではしないということが出てきたり、進んでいくうちに、もともと話し合いがなされていなかったためにこの構想がまとまらなかったということ、そういう事例が多々あったので、この推進委員



さんは、自分はこういうことはだめだと、最初からその個人が全部の所有者、耕作者、それから担い手を全部1人で回って話をまとめ上げたという例がここに載っております。これが農地バンクをさらに進めていくためには必要なことであって、地元の意思合意というのがとられなければ、これは全く先に進まないことです。

今後、この意思形成をつくるために、今の事例を挙げますと、いろんな方たちがやっぱり携わったほうが、これが順調に進んでいくと思われそうですけれども、今後この八女市におきまして、どのような人たちがこの形成に当たったらいいかということは今から考えておられるのか、お聞きします。

#### ○農業委員会事務局長（牛島憲治君）

お答えをいたします。

議員御発言のとおり、改正法に移行いたしまして農業委員会の農業委員・農地利用最適化推進委員という制度ができました。この最適化推進委員の役割といたしまして、具体的には担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進という部分が必須の業務ということになっているところでございます。

しかしながら、この地域での話し合いという部分での人・農地プランでございますが、これにつきましては、5年後、10年後の地域を見据えたプランの作成ということで、実はこれまで法制化がなされておらなかったというのが現状でございます。それを受けまして、実は先月でございますが、11月19日になりますが、国の規制改革推進会議によります規制改革の推進に関します第4次答申が行われているところでございます。この中で、農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革の項目を取りまとめられたところでございます。この中で、人・農地プランの法制化に関する部分につきまして、平成31年度に具体的な法制化に向けた議論がなされていくものと考えておるところでございます。

これを受けまして、市といたしましては、今お手元にお渡しをしております15地区の部分がまず検証等々もしながら、この15地区というのが適当なのかという部分の議論がまず必要だろうと思います。

それから、各地区におきます検討会の委員様、地区によっては当然行政と農業委員会、推進委員会さんですね、それから、JAは当然のことながら、土地改良区をお持ちの地区、それから、担い手への協議会を持っていらっしゃる地区、それから、特に今般来女性の活躍ということでございますので、女性農業者を3割以上登用しなさいというのが国の考え方でもございますので、そういうメンバー等々も含めた議論というのを、まずもって国の法制化後に市農業委員会、JA等々の事務レベルで御議論をさせていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

## ○2番（橋本正敏君）

この人・農地プランに当たりましては、今まで農協も似たような事業がございまして、農地利用集積円滑化事業という農協を中心にやってきたものがありますけれども、これが農地中間管理機構関連農地整備事業に一本化されることになったということで、これからは市と農協と情報を共有化して、さらにこの人・農地プランが進められていくことだろうと思います。

先ほど申されたように、さまざまな方たちが今挙げられましたけれども、確かに農地に関しては、やはり地元の方々の方がもう一番よく御存じです。ですので、やはりこの中には同じJAの中でもAFCさんとか、生産部会で実際にその地域で作物をつくっておられる方、それから、技術的な面で農林事務所とか普及指導センターの方々、そういうの方々、それからまた、土地の貸し借りについては、なかなか地域の人たちの人間関係もございまして、あと行政区長さんとか、そういう方々が一体となってその地区を全員周りの人たちで固めて、その地区を盛り上げていくんだという機運を示さなければ、従来ですと、どうしても行政とかJAとか、地元におられる方は上から何か言ってこられて、こんなふうにした方がいいですよと上から言われるような思いを、皆さんそういう印象を持たれるので、これはあくまでも地元が、私たちが後継者を残すための事業なんだという思いにまず地元の方たちをさせて、それから、そのお手伝いとして市や農協、普及指導センター等がアドバイスをしていくという形に持っていけば、これがさらに進んでいくものと私は思います。

ですから、なるべく多くの方たちと1つになって、しかも、話し合いの回数を1回や2回じゃなく、本当に残していきたいという思いがあれば何回も何回も繰り返して、少しでも早くこういう人・農地プランの実質的、本格的にこれが稼働するようなプランを立てていただきたいと思っていますところですので、よろしくお願ひします。

ところが、そういう人・農地プランをつくる段階になったときに、実は、3番目ですけれども、所有者が不明な農地が出てくる場合がございます。これは全国的にも今問題になっているところがございますけれども、実は国土交通省が、なぜか国土交通省なんですけれども、この農地に、土地に関してアンケートというか、調査をしております。それで、その土地の中の農地の部分に関していいますと、不明者、所有者不明の農地が実は全国で18.5%あると、それから、林地に関しては25.7%あるという調査結果が出ております。多分この八女市におきましてもそういう不明な農地があると思いますけれども、実際どのくらい把握しておられるのか、お尋ねします。

## ○農業委員会事務局長（牛島憲治君）

お答えをいたします。

未相続農地に関してでございますが、市内住民、市内に住民票をお持ちの住民の方で、本

年1月1日時点での未相続農地につきましては、田が9,497筆、571ヘクタールでございます。畑が1万2,910筆、1,252ヘクタールとなっております。合計の2万2,407筆の1,828ヘクタールでございます。

全農地面積は、お手元の人・農地プランの面積等々に記載をしていますが、現在の全農地面積につきましては1万312ヘクタールでございますので、率に合わせますと17.6%になっています。しかしながら、これにつきましては、確認できない分といたしまして市外住民の方及び共有名義の方がお亡くなりになっているおそれがあるという部分がございますので、この部分の合計といたしましてが1万893筆で895ヘクタールでございますので、本市におきましても20%を超えるものと推測いたしているところでございます。

以上でございます。

## ○2番（橋本正敏君）

そこで、全国的にもこういう問題が出てきましたので、国が新しい制度をつくったとしております。この制度について、おわかりであればお願いします。

## ○農業委員会事務局長（牛島憲治君）

御説明をいたします。

市長答弁にございましたが、これまで未相続農地に関しまして相続者の過半数以上の同意がとれない場合につきましては貸借ができなかったものでございます。過半数以上の方の同意が得られれば5年未満の貸借ができるというのが現行制度でございました。それが法の改正によりまして、相続人が過半数以上の同意ができれば20年以下の貸借が可能になるということでございます。それと、相続人が過半数未満、例えば、お一人の相続人がおられたと仮定をいたしますけれども、その仮定をした場合には、市の農業振興課が所管になりますが、利用権設定を締結する場合に相続人のお一人の同意は得たものの、ほかの方がどちらにお住みなのか、同意が得られないという場合につきましては、農業委員会のほうに探索依頼をいただくと、農業委員会のほうでその相続人の探索をいたします。探索をいたしまして、相続人が判明をした場合は相続人に対しまして同意をいただく手続をいたします。同意がいただければそのまま貸借ができるということでございますが、相続人がわからないと、探索してもわからないという場合につきましては、6カ月間の公示を行いまして異議の申し立て等がない場合につきましては、中間管理機構への貸し出しが可能になると改正をされたものでございます。

以上でございます。

## ○2番（橋本正敏君）

もうちょっと聞きたいと思っておりますけれども、複数の名義でその土地が所有されておって、それがもう本人たちは全部亡くなられて、そのお子さん、お孫さんが現在おられるという状

況になった場合に、誰が一体それを、誰に聞きに行くのか、農業委員会の方が探索されるときには一体どの辺のところまでを探索されるのか、それから、そのうちの1人が相続されてというか、実際に管理をされているとありますけれども、その方が管理されているのは具体的にどういうことをもって管理されているという判断に至るのか、その辺をお聞きします。

**○農業委員会事務局長（牛島憲治君）**

お答えをいたします。

まずもって、共有名義者が全てお亡くなりになっただけの場合ということでございますが、こちらにつきましては、相続人という位置づけにつきましては、まずもって配偶者とお子様ということで、今のところ国のほうではそこまでの探索が必要だと考え方は示されておるものでございます。その部分までの探索をして、その方の同意を得ることということで国のほうからは御説明を受けているところでございます。

以上でございます。

**○2番（橋本正敏君）**

その中で、実際に田とか畑とかそこんいき現実にあって、それを管理されているという人が誰かおられる、もしくは全くの草ぼうぼうで放棄地になっているという中において、管理をされているという方が、ただ年間に草を切ったり、人に迷惑をかけないように管理をされているのが管理をされているということになるのか、あるいはまた違うことで管理されているという定義があるのか、その辺をお聞きします。

**○農業委員会事務局長（牛島憲治君）**

お答えをいたします。

基本的に管理をいただいておりますということを前提でございますと、基本的には農地法の第3条、もしくは経営基盤強化促進法によります利用権設定をされた方が耕作をされているものということでございますので、それゆえ法的にはその手続を踏んでいらっしゃる方が耕作をされているものということでございます。

もし現実問題として20年以上相続人じゃない方が耕作をされておった場合、これは登記法の問題でございますが、未相続でもう長年相続人等々がどちらにおられるかわからないということがあった場合等々に関しましては、これは登記所の御判断になりますが、時効取得という手続で所有権移転等がなされる場合があるとは聞き及んでございますが、以上でございます。

**○2番（橋本正敏君）**

多分どなたかが、固定資産税を払っておられる方が多分おられるはずなんですよね。ところが、固定資産税も払っていない、もう全く、何かわけのわからない、もう誰もその土地に関しては知らないという状況はまずなかろうかとは思いますが、それはもう以下の農地法の

手続になるわけですが、たしか固定資産税を払っておられる方が見つければ、その人の意思である程度の貸し借りができるということだと思わんですけど、それでよろしいでしょうか。

#### ○農業委員会事務局長（牛島憲治君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、相続人がお亡くなりになった場合につきましては、税務課のほうで納税管理人を設定いただきます。納税管理人につきましては、基本的には相続人の方という形でのお願いをいたしておりますので、配偶者か、もしくはお子様の方が納税管理人になれるということでございます。

ただ、課税によりますと、土地につきましては、300千円以下は免税点未満、課税をされませんので、その方につきましても、基本的に昨今、相続、未相続については問題になっておりますので、税務課の窓口のほうで免税点未満の農地等々につきましても、納税管理人の設定をお願いいたしているところでございます。これはあわせて、農業委員会につきましても林業振興課につきましても同様のお話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

#### ○2番（橋本正敏君）

いずれにしても、これは新しい農地の掘り起こしといいますか、後継者にどんどん農地を集積して農業を活性化して地元に残ってもらうということですので、ぜひこれは進めていってほしいと思っております。農業委員会も大変でしょうけれども、これをよろしく願います。

ちょっと戻ったりしますが、先ほどの農地バンクですが、福岡県の農地バンク事業を、県がこれを管理しておりますので、事業をちょっと見てみますと、平成29年度が550,000千円の予算です。平成30年度が790,000千円の予算がついております。平成29年度の集積目標が1,500ヘクタールの目標があったのに1,047ヘクタールしかできていなくて、本年度の計画がまた1,500ヘクタールになっておるところです。この予算面を見ましても、例えば、中山間地の先ほど言った事業をこっちもしてくれ、あっちもしてくれという段階になった場合には、とてもこういう全部が全部、基盤整備は行えないような予算しか現在ついていないわけです。これをもっと市のほうから、これをやるからぜひ予算をつけてくれと県に言って、これから国に予算取りをしてもらうということしかできませんので、これはぜひ声を大きくしてさらに進めていっていただきたいと思っております。

ここで最後に市長にお聞きしたいんですけども、このように基盤整備は農業の生き残り、中山間地農業の生き残りにはもうぜひともやらなければならないことだと思っておりますので、先ほど言いました補助率をもっと増加させるということ、それから、この農地バンクに

おける事業費をもっと上げてくれとか、それから、実際に基盤整備をするに当たって1カ所につき50アール、5反で、その地区合わせると5町、5ヘクタールという要件になっております。ところが、現実には5反、50アールをまとめるというのなかなか厳しい面もございますので、この辺を30アールとか、もっと緩和されるような要望をぜひしていただきたいと思っておりますけれども、この3点について市長よろしくお答えをお願いします。

#### ○市長（三田村統之君）

市単独の土地改良事業につきましては、今、御指摘いただいたように、なかなか現実的には活用が難しい、生産農家にとって厳しいということはわかりますけれども、ただ、八女市だけ土地改良事業、単独事業の割合、市の負担の割合を引き上げるとか、そういうことは国、県の土地改良事業との関連もありますし、国の考え方もありますし、そのあたりは国を余り無視してやるというのはどうかと思いますが、ただ、もしできるならば、できるだけ負担を軽くできるような土地改良事業にどの考え方はございます。

それから、農地バンクにしては、これはもう非常に、今、議員おっしゃったように、ほとんど福岡県でも農地中間管理機構を活用した事業というのは非常に厳しい状況にございまして、なかなか条件も難しくなっております。負担は軽くなりましたけれども、それ以上に担い手、あるいは生産農家に農地バンクを活用する農家の皆さんにとっては非常に条件的に難しい。特に八女市の場合は、御承知のとおり、中山間地が多い中で5ヘクタールでも大変だろうと思います。これは行政だけでできるわけではございませんで、JAふくおか八女、あるいは今、農業委員会事務局長からも具体的な説明もありましたけれども、そういう一体的な考え方で取り組まなきゃなりませんけれども、問題は、そこまで果たしてさまざまな課題を乗り越えてやるかというその意欲ですね、これが一番大事なことだろうと私は思いますので、そういう面ではこれから農地バンクをできれば活用していただきたい、活用したいという考え方についてはJAふくおか八女、あるいは行政、農業委員会、県を通じて統一的な取り組みのあり方を模索していかなくちゃならないと考えておりますけれども、この集落の、あるいは周辺地域の生産者の理解を得るといのは非常に難しい問題でもあろうし、相続の問題もこれは簡単なことではないと思っております。

しかし、何はともあれ、八女市は農業生産が重要な産業の中核にあるわけでございますので、できるだけそういうものを活用できる農産物の生産を模索しながら取り組んでいかなければならないと思っておりますのでございます。

これから、特に県はそうですけれども、私どもとしても、八女市でやはり全国的に、あるいは海外に輸出できるような、そういう生産物を研究していかなくちゃならないと思っております。

先日は、茨城県のとちおとめの生産地の首長一行が見えました。来年、再来年、イチゴサ

ミットを栃木県で開きたいということをございましたけれども、今もう福岡県も博多あまおうの次のイチゴの品種を開発、研究中でございまして、いろんな角度から、八女は小規模でありながら、小面積でありながら、しかし、いい商品が、農産物が生産できる環境にあることは、御承知のとおり十分応えられると思っておりますので、そういう面でこれからさまざまな角度から一体的に、先ほど申し上げたように、行政だけではなくて、さまざまな関連の団体と協議しながら地域を含めて検討、研究をしていかなきゃならないと考えておりますので、ぜひ今後ともいい御提案があればお聞かせいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○2番（橋本正敏君）**

最後の農地バンクの5ヘクタール、1カ所につき50アールの要件を30アールにという要件緩和のところを市長にぜひお願いしたいと思えます。

何度も言いますように、これは地域の人たちの話し合いが一番大切です。これを主導していくのは、やはり八女市の農業委員さんであったり農地利用最適化推進委員さん、この辺の方たちが中心となって地域の合意形成をなされていくのが一番だろうと思っております。

ですから、大変になるでしょうけれども、農業委員会からまたこころに会議を持っていただいて、これをスムーズに進めていただくように要望して、私の質問を終わります。

**○議長（川口誠二君）**

2番橋本正敏議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩します。

午後0時25分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（川口誠二君）**

休憩前に引き続き再開いたします。

21番森茂生議員の質問を許します。

**○21番（森 茂生君）**

21番森茂生でございます。しばらくの間、よろしく申し上げます。

まず第1番目に、コミュニティナースについてお伺いします。

6月議会において、先進自治体の研究をして、今後検討するという答弁でしたけれども、どのような検討がなされたのか、お伺いします。

2番目に、バイオマス発電の取り組み状況と今後の見通しについて。

3番目に、社会福祉協議会と八女市との関係はどうなっているのか。また、補助金が削減されたようですけれども、その理由について伺います。

4番目に、保育所の待機児童、かくれ待機児童の現状と今後についてお伺いをします。

最後に、八女市の職員の福利厚生事業についてお伺いします。

詳細につきましては発言席にて詳細に伺いますので、よろしくお願ひします。

#### ○市長（三田村統之君）

21番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、コミュニティナースについてでございます。先進自治体の研究、今後検討するという答弁だったが、その成果はというお尋ねでございます。

コミュニティナースは、地域の中で住民とパートナーシップを形成しながら、その専門性や知識を生かし活動する医療人材と位置づけられており、地域における支え合いの仕組みである地域包括ケアシステムを構築するための一つの取り組み手法であると捉えております。

本市といたしましては、市民の方が住みなれた地域で、できる限り在宅生活を続けていくために、日常生活圏域に地域包括支援センターを設置しております。

地域包括支援センターを拠点として医療や介護、生活支援といった地域課題を保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーと、民生委員、福祉委員、生活支援コーディネーター、相談支援包括化推進員などが連携して、地域を支える仕組みを構築することが重要で、関係各課が包括的な取り組みとなるよう連携を図っていく必要があると考えております。

次に、バイオマス発電についてでございます。

まず、バイオマス発電の取り組み状況と今後の見通しについてでございます。

現在は、発電所建設候補地における建設費用等の全体事業費を算出するために、発電予定事業者による地盤調査や用水調査などの準備が進められています。同時に燃料となる未利用材の調達、供給における体制や方法などについて、検討、協議を行っているところです。

今後につきましては、全体事業費の算定結果をもとに、事業化における収益性を算定し、事業採算性の検証を行っていく予定となっております。

市といたしましても、森林資源の有効利用による森林環境保全と林業の振興、そして地域の新産業創出による雇用の拡大を目指す上で、事業性を慎重に検討、協議しながら取り組みを進めてまいります。

次に、社会福祉協議会についてでございます。

まず、社会福祉協議会と八女市との関係はどうなっているのかというお尋ねでございます。補助金が削減されたようだが、その理由はという御質問でございます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、本市は同法第56条により監督し、また第58条により社会福祉協議会の事業運営に対し、継続的に補助金を交付しているところでございます。

なお、昨年度と本年度の補助金額を当初予算ベースで比較しますと14,799千円の減額となっています。その主な理由としましては、授産施設整備費、地域福祉推進に係る事業費及



び社会福祉会館運営費の減額によるものでございます。

次に、子育て支援についてでございます。

まず、保育所などの待機児童、かくれ待機児童の現状と今後の対策はという御質問でございます。

保育所などへの入所を希望されたにもかかわらず入所案内できなかった児童は、11月1日現在で32人です。

その内訳は、入所ができずに待機している児童が18人、特定の施設等のみ希望している児童が9人、他の認可外等施設を利用されている児童が2人、育児休業の延長をされた児童が3人となっています。

今後の対策は、来年3月末に黒木地区で1施設20人定員の閉園があるものの、立花地区で来年1月から1施設で10人の定員増、八女地区でも来年4月から3施設で27人の定員増を計画しています。

次に、八女市職員福利厚生事業についてでございます。

福利厚生事業の現状はどうなっているのか。まず、非正規職員の福利厚生はどうなっているのかという御質問でございます。

地方公務員法第42条に基づく八女市職員の厚生制度については、第1に、保健事業として臨時嘱託職員を含む全ての職員に対しまして、年1回の総合健康診断を実施しています。また、産業医による健康相談や臨床心理士によるカウンセリングを毎月1回実施し、職員の健康管理に努めております。

第2に、元気回復事業として、会員相互の親睦と福利厚生の増進を図るため組織された八女市役所職員互助会に補助金を交付し事業運営を委託しており、レクリエーション事業としてボウリング大会の実施、体育事業として市役所対抗の球技大会に参加するなどの事業が実施されております。

この職員互助会の会員は、会費を徴収している正規職員、再任用職員及び特別職で構成されており、非正規職員は対象となっておりません。

以上、御答弁申し上げます。

## ○21番（森 茂生君）

まず最初に、コミュニティナースについてお伺いをします。

この制度はまだ日本全国、数少ない導入がされているだけで、どこでもここでも導入されているわけではありません。しかし、この前、6月議会で申しましたとおり、地域の高齢化がかなり進み、民生委員さんの選任もだんだん難しくなっていく中、民生委員さんの負担を軽減するためにも、一緒になって活動していただく、例えば、保健師さんとか看護師さんの資格を持つ人を地域おこし協力隊みたいな格好でお呼びして一緒に活動していただくならば、

民生委員さんの負担軽減にもなるし、専門家が地域に入っていただくことで非常に高齢化対策にはいいのではないかという思いから発言したわけですが、その後、研究はされておりますけれども、この中で先ほど包括的な取り組み、それに地域包括支援センター、ここと似たような活動になるような気がしないでもありません。その中で、わざわざよそから、例えば、看護師さんなんかを招集するよりも、現在、そういう専門家の方が八女市には20名近くいらっしゃるというお伺いしました。その人たちにもう少し地域に出かけていってもらって、民生委員さんたちと一緒に活動していただくような活動をできないものかなと思い始めたところでした。

私の実態を余り把握しておりませんが、保健師さんは机に向かってというより、地域に出て地域の方々と一緒に活動しながら保健活動をしていく、これが私は理想かなと思っております。そういう観点からコミュニティナース導入を申し上げましたけれども、これを研究しつつ、地域のコミュニティ、そして地域包括ケアセンター、これの活発化になるように、例えば、保健師さんあたりにもっと地域で活動していただくような方策がとれないものか。わざわざ外部から招集するよりそっちのほうが手取り早いのかなという、私がそういう思いをしてきよったものですから、そういうふうに変え始めたところでした。

そういう今後の保健師さんの活動、今は実際どうされているか詳しく存じませんが、今後はぜひ地域に出ていってもらい、コミュニティナースみたいな活動もできないものかどうか、これをちょっと私は思ったわけですが、その点どのようにお考えになっているのか、お伺いします。

#### ○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

保健師の活動ということで御質問いただきました。

現在、市の保健師が正規職員で健康推進課が12名、介護長寿課が6名、子育て支援課に1名、それと別に再任用で介護長寿課のほうに1名の職員がおります。

健康推進課に關しましての保健師の活動とか事業のことで説明いたしますと、まず本庁や各支所で毎月1回の健康相談を行っております。それから、民生委員や児童委員さん、あるいは地域の方々からの連絡により戸別訪問を行っております。集団健診で心の相談、あと心理士による心の相談、特定保健指導などを行っております。地域や民生委員さんなどから要請があれば、直接支援を必要とされている御本人様のところに行きまして御相談なりの対応はしているところでございます。

ただ、いつでもというところを考えますと、事業がいっぱい入っている関係もありますので、さあ、すぐこれを取り戻すかという時間的なものは、またちょっと改めて検討をしたいと思いますが、今のところは事業のほうに取り組んでおりますので、そのような状況でござ

ございます。

以上でございます。

#### ○21番（森 茂生君）

いきなりですので、それはわかります。厚生労働局長から「地域における保健師の保健活動について」という通知が出ております。そして、いろいろ私も調べましたらば、保健師にしかできないということで、保健師中央会議が国のほうで行われて、地域診断と地域療養の両方ができるのは保健師の専門性であり特権でもある。それを見失ってはいけないということで、地域診断とは何かというと、地域のさまざまなデータ、情報を収集し、地域全体の健康課題を分析すること、一般的には保健師が実施しているということで地域の情報は統計データだけでなく、実際のまちを歩いて開業医、介護関係者、行政、それに民生委員さん、NPOなどの関係者の生の声を聞いて得られるもので、そこで得られた情報をもとに地域の健康課題を見つけている、これが基本という言い方をされております。

ですから、コミュニティナースとよく似ておりますので、先ほど言いますように、今20名近くいらっしゃるということですので、今以上に地域に出かけていってもらうようにして、先ほど言いますように、民生委員さんとタイアップしたなら非常に地域に入りやすいわけです。ですから、そういう方面も少しあわせて検討していただきたいと思っております。

それで、すぐ云々というわけにはまいらないかと思えますけれども、今以上に保健師さんが表に出て行って、民生委員さん、あるいは地域の方々と協力をして一緒に福祉活動、あるいは健康活動をやっていただけないものか。これを少し研究していただきたいと思えますけれども、この点、担当課のほうはどう考えられているのか、お伺いします。

#### ○健康福祉部長（坂井明子君）

お答えいたします。

担当課ということでしたけれども、健康福祉部全体で取り組んでいるということもありますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

今、議員おっしゃいましたように、保健師さん、それから民生委員さん、そういったつながりをさらに強めながら今後も取り組んでいきたいと思っております。また、民生委員を補助する福祉委員さんという方も最近ふえてきておりますので、そういった方々と連携をとりながら強化を図ってまいりたいと思っております。

ただ、コミュニティナース制度も調査をしてみまして、地域おこし協力隊として若い人材が活動してあるということを感じたところなんですけれども、健康なまちづくりを目指すという生活支援型の新たな看護師さんの役割だと認識をしたところなんです。コミュニティナースにつきましては引き続きこの制度の必要性、可能性について研究し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○21番（森 茂生君）

さらに高齢化率が高くなるだろうと予想されますので、あわせて検討方お願いして、1番目、終わりたいと思います。

2番目に、バイオマス発電についてお伺いしますけれども、採算性の検証を行っていく予定と言われました。現在、いろいろ検討されて土地の選定をされていると聞きましたけれども、この1年ほど足踏み状態のような状況があるかと思います。急ぐ必要はないとは思いますが、現在までの進捗状況、そしてどういう見通しなのか、簡単に説明方お願いします。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

平成30年度の進捗状況でございますが、発電施設の建設候補地におきます系統連携について、発電予定事業者から九州電力への申請を行い、それに伴いまして九州電力からの回答を受けた結果、第1候補地における系統連携が可能との判断に至ったところでございます。

八女市内から調達できる未利用材の確保量を勘案した中で、協議会の中でも第1候補地において2,000キロワット級未満の地産地消型の発電設備の事業化を目指すということで確認をしたところでございます。現在は発電予定事業者によります発電所建設における事業費を算定するために、第1候補地での地盤調査等の事前準備が進められております。この調査を実施した後に、全体事業費が大体おおむね試算が出てきますので、その後の運営コストを含めまして事業の採算性の検証を行うこととしております。

また、未利用材等の燃料調達における体制等についても同時に協議と検証を行っていく中で、事業性の検討を図っていくという予定にしているところでございます。

以上でございます。

#### ○21番（森 茂生君）

検証をしていくということですが、この間、非常に目まぐるしいような木質バイオマス発電をめぐっては動きがあっているようです。発電計画の設置認定ベース、全国で360件以上あると報道されております。そして、その認定量は2030年度想定の数倍という数字だそうです。そいけん、もう今で3倍の設備の認定が申請されているということで、膨大な認定量です。そういう中で、経済産業省の中で調達価格策定委員会というのが開かれております。ここでは委員がこう言っています。「ここまでバイオマスの認定量が急増することは想定していなかった。特に輸入バイオマスの持続可能性が懸念される」ということで、ほとんどは熱帯雨林を切ってパームヤシ、あれを大規模に栽培し、そのパームヤシ殻、あるいは直接油を燃やすところまで出てきているようですけれども、そういうことが異常に拡大されてきたのが今日です。

ですから、今後は入札制度にすると言われております。ついこの間まで価格制度で固定価格で買い取ると言っていたのが、わずか半年か1年そこらで入札制度を設けるということと言い始めたところのようです。ですから、経済産業省の新エネルギー課長の山崎課長さんという人は、もう決まったわけではないかという発電事業者はいたわけですがけれども、変えられるところと変えられないところがあるということで、確実に決まった部分は約束どおりやるけれども、まだ緊急の場合、変えられる条文がどうもあるらしいんです。それを盾に今後は入札制度でやる。安い物から入れて、固定で幾らで買いますというのをもうやめますよということと言い始めたのが最近です。これは大きな発電所、1万キロ以上だと言われておりますけれども、これが小規模の発電所にも影響しないとは限らないわけです。ですから、ここ最近の動きは非常に目まぐるしく変わっておりますので、その状況を把握した上で進めないと、先ほど言いますように、いつ風が吹いて方針が変わるかもわからんというのが私は現状ではないかという気がしてなりません。

そこら辺の政治の動き、経済の動きはどうつかんであるのか、お伺いします。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

議員おっしゃられるように、そういった情報も私どもは入手をしているところで、先ほどおっしゃられました今の考え方といいますのは、大規模発電ということでの情報を私どもは得ております。

ですから、八女市が現在事業化を目指しております木質バイオマス発電につきましては、地産地消型の八女の林地残材をフルに活用してやっていくというところでの発電を目指しておりますので、これについては現状としては、将来のことは明確に言えませんが、現状の買い取り制度にのっとった発電の買い取り価格というところで認識をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○21番（森 茂生君）

小規模に関しては今のところ変わらないということですので、理解します。

それで一番懸念されるのは、チップの値上がりだとか競合がいろいろ起きているようですがけれども、端的にお伺いしますけれども、仮に発電を開始した、そして立ち行かなくなった場合、いわゆる最悪の場合、八女市がどの程度責任を負わなければならないのか。全く関係ない、発電事業者の責任ですよということであれば、私たちがここでいろいろ言う必要はないわけです。しかし、出資をしたり、あるいは最悪の場合、資金、税金を投入せざるを得ないような事態が生まれてくるかもしれない。その点のリスク、あるいは契約が行われるときにそういうのが恐らく明文化されるだろうと思っておりますけれども、最悪のリスクはどういうのを想定されているのか、お伺いします。

### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

お答えいたします。

まず、本来、発電事業を組み立てていく中で、運営ができていくという民間企業自体が、まず収益性というものを十分に考慮した上で事業計画を立てていくような形になります。もちろん大きな資金が必要になりますので、民間企業につきましても採算性がとれないという判断をした場合は、その採算性を検証していく段階で採算性がとれなければ事業化は困難との判断に至っていくことになるかと前提は考えておるところでございます。

そういったことを踏まえまして、仮に発電事業が稼働し始めて、その後、例えば経営悪化とか、そういった場合につきましても、市の考えとしましては、稼働後の将来的な経営悪化等における発電事業への、例えば公金投入とかにつきましても、事業実施の当初の段階から経営悪化時における支援や救済をしない旨の約束、制約等をしておく必要があるというところでは考えているところでございます。

以上でございます。

### ○21番（森 茂生君）

もし仮に順調にいったら、発電事業者と八女市が契約という格好をされるかと思えます。そのときはぜひ事前に内容を情報公開していただいて、私たちにもその情報を分けていただいて、そして判断するべきだろうと思えます。全く責任を負わなくていいということであれば、それはどうぞ御自由にと言うこともできますけれども、責任の一端が出てくるというのであれば、ちょっと慎重にやらざるを得ないと思えます。

できなかったから相当困るのかなと私は正直思っていたんですけども、よくよく森林組合とか聞いてみますと、もう既にC材、D材は十分はけているということのようです。ですから、近くでできるならそれにこしたことはないですけどもというふうで、運送賃分、高く買ってもらうならそっちもいいでしょうねという程度のようです。ですから、今でもC材、D材、そして枝葉も含めたところでどんどん丸太の格好ではけているそうです。

ですから、八女市でできないというのは、さほど地元にとって影響はないのかなと思えます。日田でちょっと、50キロ圏内でいろいろありますけれども、日田発電所が1日使うチップの量が600トン、天草発電所が1日300トン、筑前町が1日に使う量が300トン、八女市が100トンと言われております。合計すると1,300トン——1日ですよ、1日この50キロ圏内で1,300トン木質を消費するという格好になるわけです。果たしてこういうのが現実的な数字なのか、どうも私は疑問でなりません。

ですから、今でもチップ不足でパルプと競合して宮崎では倍近くはね上がっているという話もありますので、無理してやらなくてもチップは十分近隣のバイオマス発電所に行く。輸送賃が若干高くなる、その程度で森林事業者にとっても、さほどできないから大打撃という

ことではないようですので、その点、私は安心しております。ですから、これは恐らく顔を見ているとそうかなという顔をしてありますけど、私が伺ったのはそういうところでした。

それで、私が思うのは大規模より、例えばヨーロッパあたりでは、いつも言いますけれども、熱利用が主体なんですよね。そして、発電というのは全自治体1割か2割。以前はどんどんやりよったけれども、全然縮小して、やっぱり熱利用が一番木材の特性を生かして無駄なく使い切ることができる。熱利用をした後で余力があれば発電をしましょうかという程度なのです。これはアフリカ、欧州、アジアというところもほとんどは熱利用です。要するに、このような発電が異常に先行しているのは日本だけです。ここをよく考えていただいて、大きな目も持っていただきたいと思います。

私は追求すべきは熱利用、これを主体で持っていて地域の資源を活用していく。これが根底に据わり、もし余れば発電にも挑戦してみようか、これが一番、世界的な動きから見ても、ヨーロッパのドイツでの失敗なんかも見れば、一番熱利用を優先したほうが規模も小さくていい、地域との連携もとれる、そして、地域内で循環していく、いわゆる理想とするようなのができると私は思っておりますので、今は発電で目いっぱいでしょうから、そちらのほうもぜひ、いつか言いました黒木のグリーンピアとかはボイラーを入れてありますよね。検証できましたかね。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

市の施設関連におきますバイオマスボイラーにつきましては、現在、検証の集計が大体終わって、今どういった状態なのかというのをまとめているところでございます。きょうはちょっと手元にそのデータを持ってきていませんので、明確に答えられませんけど、そういうことで検証作業は終わっているところでございます。

#### ○21番（森 茂生君）

項目が多いですので、次に行きます。

社会福祉協議会についてですけれども、どうもさっきの発言ではちょっと余り明確ではなかったんですけれども、市民の方から今まで無料だった暖房代がかかるようになった。あるいは日祭日が今までは使われていたけれども、今後は日祭日は休館にと言われてたので、どうなっていますかという問い合わせがありましたので、調べてみましたところ、そのようなことに平成30年度からなっているみたいです。

それで、なぜなったのかなと思いますけれども、福祉課長、これは申し上げておきますけれども、一つの法人ですので、私どもからああしろこうしろと言える立場ではない。それはわかります。わかりますけれども、密接な関係があることも事実です。市長が以前は会長をされていましたし、今は副市長。福祉課長自身が出向されていたという経過もありますので、全く違う……

○議長（川口誠二君）

森議員、会長は副市長じゃないです。前の副市長。

○21番（森 茂生君）

失礼しました。元副市長、間違えました。ということですので、全く関係ないというわけにはいかないと思います。

それで、休館日になったいきさつをもし御存じでしたら、ちょっと話していただきたいし、予算が福社会館に関しては2,695千円、これがずっと合併以来続いておりました。平成28年度から50千円下がって2,645千円、これが平成28年、平成29年で、平成30年度はゼロになったと聞いております。このいきさつをお伺いします。

○福祉課長（白坂正彦君）

議員の御質問に御説明させていただきます。

理由としまして、社会福祉協議会におきます社会福社会館の運営費2,645千円の減額のことでございますけど、この減額につきましては、市の財政状況や、あるいは社会福祉協議会の法人の自主性、そして地域貢献ということを考えられまして、自主財源をもって運営をするということを社会福祉協議会のほうから市のほうに対して意見を出されましたので、この減額をさせていただいたところでございます。

なお、エアコン代、あるいは日曜日の休館等についての取り扱いでございますけど、この点につきましては社会福祉協議会の会館を使用するに当たっての規定がございます。この規定の中にも休館日の設定、あるいは臨時に開館する場合の取り扱い等について定めがございますけど、この定めに基づいて平成30年度に考え、見直しをされて、市民の皆さん方に会館の利用について周知をされたところでございますということをお聞きしております。

なお、先ほど言われましたように、施設の運営については社協の考え方でございますので、御意見を承りたいということで考えます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

今まで、確かに規約ではそうなっています、運用規定では。そうなっているけれども、合併後、ずっと平成29年度まで日祭日も貸し出しが現に行われていた。また、ことしから日祭日がだめですよということになったわけです。それと同時に補助金が削られておりますので、そこに因果関係は当然あるのかなと私は見るわけです。その影響で休館にされたのかなと思います。

ですから、どのくらいの利用があっているのかなと調べてみましたら、平成28年度が1万3,006人、平成29年度が1万4,018人利用されております。これは全体の1年間の延べ数です。土曜、祝日に限ってどうなのかというのは統計をとっていらっしやらないんでわからないん



ですけれども、この6分の1、7分の1ぐらいは恐らく影響が出るのかなと思っております。

年間1万3,000人、4,000人程度利用されてありますので、ここはどうか以前のように戻していただきたいというのが市民の願いだろうと思います。先ほど言いますように、よその団体ですので、いろんなことを言いにくいかと思いますが、補助金等を含めたところで、何とか以前のように戻していただけないのかという相談はできるんじゃないかなと思います。

そこら辺のところの、これは市長にお尋ねしますけれども、もとに戻すような手だてをとっていただきたいんですけれども、日曜日と休日は今年度から休館になっています。ですから、以前のように日祭日も会館を開放していただきたいという要望があります。年間延べ1万4,000人も利用されてありますので、非常に困っております。あとは、おりなすかどこか、どこでもあるわけじゃないですので、せめて今までどおり暖房代ぐらいは、それは仕方がないのかなと思いますけれども、日祭日の閉館じゃなしに、以前のようにあけて貸していただくわけにはいかんかということ。市長の考え方、お願いします。

#### ○市長（三田村統之君）

お答えします。

何かのタイミング的に非常に、私がやめた途端に減額したみたいなタイミングでございまして、決してそういうことではございませんけれども、社会福祉協議会としてはそれなりに行政経験のある前副市長が行っておりますし、また事務局長も旧八女市の部長が行っておりますので、十分そのあたりは検討した結果だろうと思っております。

ただ、今おっしゃっていただいた土曜、日曜は開館して……（「日曜日と祝日です」と呼ぶ者あり）日曜日と祝日の関係は、これは上部団体の指導もあるかもしれませんが、できるだけそういう市民の皆さん方が活用できるような、日曜日と祭日にできるようにしなければならないという気持ちは変わりませんけれども、ただ、労働条件といいますか、勤務の条件が職員がどう対応するのかという問題も実はございますので、社会福祉協議会としては優先的にやはり市民の皆さん方が活用できるような環境づくりをしなきゃならないとは思っております。

先ほどの質問にもありましたように、特にこれからの社会福祉協議会の役割というのは非常に重要になってきておりますし、またいろんな新たな課題に向けた対応、あるいは活動、こういうものも県の指導も含めてございますので、いろんな角度から、私たちが一番これからの八女市のことを考えて、重要な高齢者対策や福祉、しょうがい者の問題、いろんな課題を解決していくためにどういう考え方で臨んでいかなければならないか、これは権限はあくまでも社会福祉協議会でございますので、私どもから強くこうなさい、ああなさいということはなかなか担当部局も言えないという立場でございましてけれども、当然、社会福祉協

議会の理念については十分理解していただいていると思いますので、それなりにこれから検討していただくものと、またぜひ検討していただきたいという議会の皆さん方の御意向も、それから私ども行政の立場での意見も述べる機会をつくっていきたいと思っております。

**○21番（森 茂生君）**

前向きな答弁ありがとうございます。

子育て支援についてお伺いします。

11月19日に社会保障推進協議会というところで、毎年、社会保障について懇談を持っておりますけれども、その席で待機児童の欄を見ますと、待機児童はゼロ、ありませんという回答でした。しかし、本日のあれを見ますと、32人が申請受け付け後、入所できなかったという答弁だったかと思えます。ここの待機児童の考え方、今、全国的にこれは大きな問題になっていて、待機児童の定義をずっと変えているのが現状のようです。ですから、その定義を変えれば、これはもう全国的にですけれども、待機児童が減ったり、いろんなことが起きているようです。そいけん、どうも待機児童の定義が曖昧であったり、市町村によってその定義を勝手に解釈したり、幅がありますので、そういうことでいろんな問題が起きているのが現状だろうと思えます。

市町村が公表しております待機児童、これを全国的に朝日新聞がグラフ化しておりますけれども、待機児童が一番多いのが兵庫県の明石市571人、その次が岡山市、世田谷区、江戸川区、ずらっと並んでいますけれども、そうっております。これはあくまで市町村が待機児童として認定した数を積み上げた数字のようです。

一方で、隠れ待機児童を含む合計というのでも出してあります。これにすると全然入れかわって、1番が横浜市になっております。横浜市の待機児童で報告しているのは63人、ところが、隠れ待機児童まで入れると3,080人という数字が出て、日本で一番多いと出ております。まるで違うわけです。行政が報告した数と現実に入れなかった、いわゆる隠れ待機児童まで入れると、全く違った数字になるのがどうも現状のようです。

例えば福岡の場合、待機児童は40名と行政は報告しております。ところが、隠れ待機児童まで含むと1,471人、全国で8番目に待機児童が多い数字が出てきます。はっきり言って、行政が報告したのは非常に実質とかけ離れたような数字が出ているような気がしてなりません。

そいけん、八女市もその一環として待機児童はゼロと言われていたんだろうと思えますけれども、きょうの発言では32名、待機児童が18名、入所できなかった人が32名と、何か発言が変わっていますけれども、そこら辺のいきさつを、どうしてそうなったのか、お伺いします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

昨年まで——私も昨年からおりまして、昨年は隠れ待機児童という形でおるんですよということを話したかと思えます。大きなざるに例えるならば、いわば待機している子どもさんたちがざるに落ちるんですよという何か言い方をしたかなとは思いますが、実質この待機児童の定義をいろいろ調べてみまして、県とも協議をいたしまして、先ほど言われた隠れ待機児童という定義もいろいろ調べてみましたが、いかんせん各市町村でその取り扱いが、今、議員が言われたように違うという状況の中で、じゃ、どのような定義づけをしていこうかということで、国、県に対しての報告をしております。いわば市長のほうから答弁いただきましたように、入所の希望を出されて、申し込みを市のほうにいただきました。でも、入所につながらなかった方が実質11月1日現在で32名いらっしゃると。その内訳としても、これも国、県の報告事項に合わせて整理をさせていただきますと、いわば第1希望から第3希望まで入れない子どもさん、それを待機児童としてカウントしようということで、国、県のほうは申しているようでございます。

じゃ、その他の方というのはどういった方なのかと申し上げますと、第3希望ということじゃなくて、第1希望、第2希望でここに入りたいんだと保育所を指定されている、この保育所以外はだめなんだと言われる方が数名いらっしゃいます。それと、既に育児休業をこれまでとられてあって、入れないということであれば継続をしたいという方、もしくは企業内保育もございますので、どうしても入れないということであれば、企業内保育なんかに預けて対応したいという方がいらっしゃるということで、全体的には第3希望まで出された方を待機児童、その他の方という形で今後は整理をしていきたいと。

11月1日現在で申し上げますと、申し込みをしていただきましたけれども、入所を案内できなかった方が32名、うち待機児童が18名いらっしゃる。その他の方が14名いらっしゃるという形で今後整理をしていこうということで話が——申しわけございません。10月の段階のキャラバンのときも待機児童なしということで話をさせていただいたんですけども、それ以降の県とのやりとりの中で整理をちょっと変えてきたという状況でございます。

以上でございます。

#### ○21番（森 茂生君）

実際、私も待機児童といえば大都会の問題だと思って、田舎のまちでは関係ないと思っていましたけれども、実はそうではなかったわけです。といいますのは、どうも中心部に皆さん寄ってきて、旧郡部のほうがあきになっていた。実際この数字を見てわかりますように、利用定員は2,185名です。そうすると、児童数が合計の2,177名、この数字を見ますと、待機児童はいないという格好になってしまう。数字上は全員入られるわけです。ところが、実際には、例えば、八女市の中心部の方が中心部に申し込んでも空きスペースがありません。し

かし、辺春やら大渕やら、あそこには空きスペースがあります。とって、あそこまで子どもを預けに行くというのは現実的には無理だと思います。そこをトータルするもんだから待機児童がいなくなってしまう。そいけん、現実には要望したところに入れない。

実際、八女市の中心部の人が大渕とか辺春に行けというほうがやっぱり無理なわけです。ですから、そういう人たちはやっぱり入れなかった。自分の都合ではなく、現実的に入れなかったということで、はっきり入れなかった、いわゆる待機児童と位置づけしないと現実とあれが大きく離れてしまう。ここに一つの問題があったのかなと思います。

月によって変わるみたいです。今は32名です。月によってどうも変更するようですけども、通常、春のほうがふえるかなと思いますけれども、最高でどのくらいまでふえる見込みを立てていらっしゃるのか、お伺いします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

昨年同時期、実質32名に対しまして、昨年同時期、何名だったのかと申し上げますと、22名でございました。では、3月、どこまでふえたのかと申し上げますと、22名が37名、11月から3月にかけて15の方がふえていらっしゃいます。単純にちょっと3月まではまだ推測ではございますけれども、単純に15名加えた場合は、いわば50名近くの方が待機されるような形になるのかなということでは予測を入れているところでございます。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

現実的に50名近くの方が最高で、申し込んでも入れないという現実があるということでは理解してよろしいですかね。少子化対策をいろいろやっていますけれども、それはそれなりにいいんですけれども、いざ肝心の保育所に入れないというのは、非常に少子化対策にとっても、地域に残っていただくことにとっても、第1番目に解決しなければならない問題だろうと私は思っています。

ここが一番の勘どころだろうと思いますけれども、これを解消する方法——ちょっとその前に伺いますけれども、例えば、黒木保育園の例をとりますと、利用定員が30名、児童数が26名ですので、単純に言って6名は今の場合でも入れるかなと数字上はわかります。しかし、現実には入れないという事態があるようです。そういうのが100%——あきがあるから入られるかではないみたいです。そこら辺の説明をお願いします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

保育所の傾向的なやつを申し上げますと、先ほど言われましたように、旧八女市にやはり子どもさんが集中をしておるとのことと、近年、もう一つは低年齢化をしてくれていると。

いわばゼロ歳児さん、1歳児さんがふえてきておるという状況の中で、今、例として挙げられましたように、定員は割れているけれども、入られる方がいらっしゃらないというのはどうということなのかと申し上げますと、いわば児童の低年齢化によって保育士がゼロ歳児さん、1歳児さん、2歳児さんのほうにとられておるという関係で、定員を割っているけれども、子どもさんが入られない状況になっているという状況でございます。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

一言、保育所関係でといっても非常にこれは難しい、いろんなケース・バイ・ケースがありますので、一概に言えないところがあります。しかし、いずれにしろ入りたくても入れない現状が八女市にある。ですから、これを当然対策をとらなければなりません。ですから、どのような対策をとられるつもりなのか、お伺いします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

市長のほうからもお答えいただいたんですけども、今後の対策につきましては定員の枠というのが各保育所で定めることができます。いわば100%を超えていらっしゃる保育所については、定員増の考え方がないのかということを中心に協議をさせていただいて、その協議が調いましたらば定員の増をして、そこに新たな子どもたちを入所させていきたいという考え方を持っているところでございます。

先ほど答弁の中にも話が出ておりますけれども、旧八女市で来年4月からでございますけれども、4団体のほうが定員の増を考えていただいて枠を広げていただける予定でございます。それでもって対策を、できるだけそこに入らせていただきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

そのことによって、待機児童はゼロになりますか。事実、入れない人はいなくなりますか。全員が入られるようになりますか。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

さらには定員の枠が広がって、先ほどトータルの数で言われましたけれども、その枠の数は広がってはいきますけれども、いわば第3希望の中に保護者の方がその保育所に入れられるかどうかによって変わってくると。そこには、定員枠を広げたところには行きたくないということで仮に申し上げられたときには、その問題は解決しないということになりますので、申しわけございません、100%は解決しないということの答弁になろうかと思っております。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

済みません、時間がちょっとぎりぎりになりましたけれども、たとえあきがあっても、今度は保育士さんがいないために入れられないという事態も大きく今言われております。国のほうも若手保育士の給与増要因にということで、厚生労働省が要件緩和で通知を出しているようです。ですから、民間の保育所あたりでも、これはさいたま市ですけれども、年間193,500円上乗せをして保育士さんを確保する。東京も出しました。東京は平均で月額44千円、保育士さんの値上げをするという報道があります。ですから、そこら辺も考えていただいて、定員増とこれはセットでないと目的が達しないわけですので、保育士さんの待遇改善、これも実際行われておりますし、国のほうもそう言っていますので、若干は八女市でも独自の判断でできると思いますので、その点も考えていただきたいと思います。

もっと言いたかったんですけど、ちょっと時間の関係上、次にもう一点残っていますので、互助会の関係です。

決算書を見ますと、10,534千円がいわゆる福利厚生ということで決算書より出ております。私は福利厚生をするなど言っているわけじゃないんですよ。当然それは必要ですけれども、互助会に加入しているところしか福利厚生ができていない。互助会に加入できるのは正職員と再任用の職員で、非正規の方々は入れないということになっているようですので、そこをやっぱり中にはもう何年も、1年間おって、また契約して何年もいらっしゃる。事実上、正職とほとんど変わらないような仕事をしていらっしゃる方も相当多いと私は理解をしております。

ですから、この福利厚生をただ単に正職員と再任用だけではなく、そういう人たちにも何らかの格好で福利厚生は当然すべきだと私は思います。その点についてどうされるのか、お伺いします。

**○人事課長（牛島新五君）**

お答えいたします。

非正規職員も互助会事業の恩恵を受けるべきではないかという御趣旨だと思いますけれども、基本的には現在まだ検討していないというのが実情でございます。といいますのも、県南各市の状況を見ましても、やはり非正規職員は対象になっていないというところがございまして、そういったところも踏まえてでございます。

また、市長の答弁にもありましたとおり、健康診断などにつきましては行っているところでございます。

それと、嘱託職員につきましては、これまで期末手当に相当する分の賃金の支給を決めたりですとか、つい最近では臨時職員への通勤費の支給を決めたりとかいうことをしてきてお

りまして、福利厚生面よりも賃金面を優先して処遇改善を行ってきたというところがござい  
ますので、その辺については御理解いただきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

ということは、何もしないということでは理解していいんですか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

全く検討しないというわけではございませんけれども、一応近隣の状況を見ながら、議員  
御承知と思っておりますけれども、平成32年から臨時、嘱託職員の制度が大きく変わります。会計  
年度任用職員という制度が導入されますので、その中で近隣なども情報交換などをしなが  
ら、できることについてはやっていきたいなと思っておりますのでございます。

○21番（森 茂生君）

時間がありませんけれども、市長の見解を最後にお伺いしてお願いします。時間の範囲内  
でお願いします。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

ただ、私が気になりますのが、これから雇用が非常に厳しくなっております。御承知の  
とおり、八女地域も外国人実習生が今来ていますけれども、外国人の労働者が増加をしてい  
く可能性があります。農業にしてもそうでございます。あらゆる産業の面でそういう差を、  
労働条件をつけていって、いい人材が確保できるのか。今、議員おっしゃったように、中  
にはやっぱり職員と同じような仕事を担って、責任を担ってやっている非正規労働者もいるわ  
けでして、このままで果たしていいのかどうか、人材を確保できるのかということは将来に  
向けて大きな課題だろうと思っております。

ただ、このことについては国も十分把握しておりますので、国の動向も見ながら、我々も  
できる限り職員を非正規労働者であっても確保できるような環境を将来に向けて整えていく  
必要はあるだろうと。具体的にどうするこうするというのは、今はまだ申し上げられません。  
今後の状況を見ながら判断していきたいと思っております。

○21番（森 茂生君）

終わります。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質問を終わります。

午後2時50分まで休憩します。

午後2時40分 休憩

午後 2 時 50 分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

9 番牛島孝之議員の質問を許します。

○9 番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。傍聴席の方については、引き続き傍聴ありがとうございます。

本日は 3 点ほど聞いております。

まず 1 つ、農業・林業の活性化について。後継者育成についての八女市の考えは、特に果樹園芸農家の後継者について。2 番目、農業・林業の支援に地域おこし協力隊の利用について、現在、八女市に何名おられるのか、今後の八女市の地域おこし協力隊員に対する考えはということでお聞きします。3 つ目、竹林の利活用についてどのようなものがあるのか、今後、竹林維持に対する八女市の考えはということでお聞きいたします。

2 番目に、公立八女総合病院について。1 つ、平成 30 年 9 月 21 日、全員協議会における企業長の説明について市長の考えは。2 番目、その後、筑後市長、広川町長との話し合いは継続されているのか。3 番目、今後、市民病院として存続する場合、新築移転として考えておられるのか。

3 つ目、八女市の教育問題について。1 つ、道徳教育について、ア、道徳の評価はどのような評価をされるのか。次に、教師の過重労働時間に対する改善は行われたのか、お聞きいたします。

詳細については質問席より質問いたします。簡潔、明瞭にお答えをお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

9 番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、農業・林業の活性化についてでございます。

後継者育成についての八女市の考え方は、特に果樹園芸農家の後継者についてでございます。

八女市の基幹産業である農業における高齢化や人口減少による農業後継者不足は、喫緊の課題であると認識をしております。

後継者育成のための対策といたしまして、農家の後継者の就農意欲を高めるよう、農業経営の高収益化、合理化、省力化などに資する事業を行う農業者に対し、各種補助事業を活用して支援を行っております。

後継者のいない農家の第三者継承や遊休農地につきましては、農業委員会や J A その他関係機関と情報を共有し、担い手や新規就農者にマッチングを行うシステムの構築が急務と考えております。



また、将来の八女市を支える青年就農者を支援するため、国、県の新規就農者に対する支援事業に加え、八女市独自の事業を拡充し、新規就農者の育成、確保に努めてまいります。

支援事業の対象者の多くは、果樹、園芸作物の新規就農者となっており、果樹、園芸農家の後継者への経営継承につながっていると考えております。今後は第三者継承も視野に入れ、取り組みを進めてまいります。

次に、農業・林業の支援に地域おこし協力隊の利用についてでございます。

現在、八女市に何名いるのか。今後の八女市の考えはというお尋ねでございます。

まず、平成30年10月30日現在の隊員数は8人でございます。

本事業は平成25年度から取り組んでおり、八女市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、地域協力活動の一つとして、本市の主要産業である農業や林業の支援も含めた採用を行ってまいりました。

今後も地域の要望や隊員の受け入れなどを勘案しながら、本事業の有効活用を考えてまいります。

次に、竹材の利活用についてどのようなものがあるのか、今後、竹林維持に対する八女市の考えはという御質問でございます。

市内の竹材の利活用につきましては、竹炭、竹酢液の製造や竹粉プラスチック複合材などに年間約2,400トンが利用されており、その他の竹関連事業者においても、竹箸や竹堆肥などの製造に活用されております。

また、他地域におきましても、新素材の製品開発など竹材の利活用研究も進んでいる状況です。

竹林維持につきましては、伐採した竹を活用し、製品の製造や販売をすることで管理竹林の維持と放置竹林の解消につながっていくことから、今後も立花バンブーでの製品製造や九州工業大学との連携による利活用研究を推進してまいります。

また、伐採、搬出、運搬における経費が竹材の利活用を推進する上で大きな課題となっていることから、県並びに県内14市町で構成する福岡県放置竹林対策連絡会議において課題などの解決に向けた施策の協議を行うとともに、今後も引き続き県に対して補助制度の創設等について要望を行ってまいります。

次に、公立八女総合病院についてでございます。

平成30年9月21日全員協議会における企業長の説明について市長の考えはという御質問でございます。

公立八女総合病院が示された方針につきましては、八女地域住民の健康と命を守る医療の問題、介護問題など、将来において八女・筑後医療圏の中核を担う病院として役割を果たすことが重要であることから、市といたしましても、公立八女総合病院の方針を支援していく

考えてございます。

その後、筑後市長、広川町長との話し合いは継続されているのかというお尋ねでございます。

筑後市長及び広川町長との話し合いは現時点で継続はしておりませんが、公立八女総合病院が将来の八女・筑後医療圏の中核を担う医療機関としての役割を果たしていけるよう、今後も努力していかなければならないと考えております。

次に、今後、市民病院として存続する場合、新築移転として考えているのか。

公立八女総合病院の今後の存続につきましては、再整備に向けて、安定した医療の提供の問題、在宅介護の問題、財政問題等を踏まえて、公立八女総合病院と検討してまいりたいと考えております。

次に、八女市の教育問題についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしくお願いたします。

#### ○教育長（橋本吉史君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えいたします。

八女市の教育問題についてでございます。

道徳教育について、道徳の評価はどのようになるのかのお尋ねでございます。

特別の教科の道徳につきましては、学校や児童生徒の実態に応じて、深く考え議論する授業の展開が求められております。

道徳科の評価につきましては、単に他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめ、認め、児童生徒のよい点を褒めたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、発達段階に応じて励ますという観点に立って、各担任において記述により行うものとされております。

次に、教師の過重労働時間に対する改善は行われたのかのお尋ねでございます。

教職員の超過勤務に対する対策につきましては、平成29年12月に文部科学省より示された学校における働き方改革に関する緊急対策及び平成30年3月に福岡県教育委員会が策定した教職員の働き方改革取組指針を踏まえ、八女市における取り組み内容を検討しているところでございます。

その取り組みの一環として、今年度から夏季及び冬季休業期間中における学校閉庁日の設定、また、電子黒板等のICT機器の導入などにより、教職員の負担軽減のための措置を講じているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

#### ○9番（牛島孝之君）

まず、八女市の農業・林業の従事者ということで資料をいただいております。

平成27年、農業就業者数6,310人、19.4%といただいております。これは国勢調査によると。片方で、これは未来を見据えた農業を目指してということで、第5次八女広域農業振興計画、八女地域農業振興推進協議会の資料です。これは農林業センサスと書いてありますけれども、この中の数字が6,069人と。要するに国勢調査と農林業センサスが同一でないからの数字の誤差かと思えますけれども、これについては、それでよろしいでしょうか。

**○農業振興課長（原 信也君）**

お答え申し上げます。

資料に出しておるのは、あくまでも国勢調査の資料と。議員御指摘のこちらの冊子の部分については、6,069人ということで記載をされております。それぞれの統計調査の中で、それに該当させる数値の、どちらのほうに入れ込むかという状況の中で、若干の数値の相違はあるのではないかと考えてはおります。どちらのほうが正しいのかと言われれば、それにつきましてはあくまでもその統計の趣旨に沿った数値であるということで認識せざるを得ないのかなということで考えておるところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

この中で、農業従事者の4割が70歳以上ということを書いてあります。そこで聞いております。後継者育成についてどのように考えておられるのか。農業振興計画の平成30年の目標、かんきつ部会が400。ところが、JAふくおか八女のディスクロージャー、これにはもう382に減っておるわけですよ。キウイフルーツ部会が570の予定ですけど、これは平成30年目標ですから、平成30年4月1日なのか、平成31年3月31日なのかわかりませんが、目標が570。ところが、現実にディスクロージャーでは518と減っておるわけですね。だから、これをどうかしないと、本当に中山間地の農業というのが壊滅的な打撃を受けるということでお聞きしますけれども、要するに地域おこし協力隊、いただいております。任期満了後の定着数4名。この4名の中で農業、あるいは林業に従事されたような方はおられますか、おられませんか、お願いします。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

任期後に定着した隊員の中で、1人、黒木地区の笠原に定着しています隊員につきましては、広く農山村の振興ということでございますので、直接農業、林業といったわけではございませんが、そのような分野で活躍しております。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

ということは、任期終了後に農業をされてある方は現在おられないということで理解いた

します。

ちょっとこれは古いですけども、2018年9月14日にとっております地域おこし協力隊の資料で、これはまず(2)です。業務概要、農業支援員として労働力が不足している各種農家の農作業等に従事し、その活動として農業技術や経営ノウハウを習得いたしますと。3年目は研修を継続しながら就農準備を行う期間としております。ほかにこれは下仁田ですけども、ネギですね。これは愛媛県の宇和島、これにははっきり書いてあります。高齢農家等の園地を受け継ぎ、新たな移住就農希望者を受け入れてください。要するに、自分が就農移住するけれども、それで跡継ぎをすると。

やはり八女市もせつかくされるなら、もうそういう新規に就農するような方を募集をかけて、ちゃんと全国ではこういうふうにしてありますから。ただ、地域おこし協力隊はされたけれども、定着率は4名です。ただ、1名は笠原でおられますけれども、就農はしておりませんと。やっぱり中山間地できちっと就農できるような、きのうも同僚議員が聞かれました。きょうも同僚議員が聞きましたけれども、やっぱり平地農業じゃなくて中山間地。特に果樹農業とかそういうところ。

J Aの総代会でも聞きましたけれども、果樹について非常に売上げが少ないと、これはどういう理由ですかということでお聞きしたところ、もうおやめになりましたけれども、松田常務理事が、農家戸数が少なくなりますとはっきり言われました。ということは、その方のお持ちの園地はあるわけですよ、農家戸数が少なくなったということは。だから、ぜひこの地域おこし協力隊の方を、そういうところに就農を希望する方の募集をかけて、そういうところに跡継ぎとかいうことで入れられる。今後、地域おこし協力隊を利用するならば。そういうことはお考えになりますか、いかがですか。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

地域おこし協力隊事業につきましては、事業の全体管理でありますとか、個々の隊員のケアといったところで抱えるその総数は定員的には一定限りはございますけれども、ただいま御指摘いただきました農林水産業の振興につきましては、私どもの設置要綱にも明記しておりますし、農林業という本市を特徴づける大事な産業でございますので、そういう意味でも地域おこし協力隊の活用については積極的に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

では、お聞きしますけど、地域おこし協力隊、平成25年からですけども、八女市で現在まで何名の方が地域おこし協力隊として八女市に入られたのか、まずそれからお聞きします。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

平成25年の事業開始以来、任期を終了した者が10名、そして、現役の隊員が8名でございます。そして、2月に新たにもう一人着任を予定いたしておりますので、その分も含めると、19名ということになります。

以上でございます。

#### ○9番（牛島孝之君）

定着率をお聞かせください。19名中何名が定着してあるのか。そして、どういう職種についてあるのか、お聞きします。

#### ○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、定着率でございますが、定着率は任期を終了した隊員を対象としてカウントいたしますと、10名中4人ということでございますので、定着率としては4割ということでございます。

少し事務的な説明になってしまいますけれども、まず、都市農村交流事業ということで星野村に着任した隊員。それと、災害復興支援、そして地域活性化事業ということで、きのこ村キャンプ場の復興に携わった職員。それと、福島地区で伝建地区の空き家再生でありますとか町並み保存に携わった隊員。そして、矢部地区にて観光とか特産品開発、情報発信事業に携わった隊員がおります。それと、上陽地区において観光開発、地域の情報発信事業、この業務に携わった隊員もおりますし、立花地区で道の駅たちばなの事業支援でございますとか地域活性化事業、各種イベントですね、こういった支援を行った隊員もおります。それと、黒木地区の大淵にて、げんき館おおぶちの管理運営事業に携わった隊員。立花町の白木町で白城の里「旧大内邸」に地域活性化事業ということで入った隊員。それと、矢部村で林業に就業ということで、クリエイトやべに入った隊員。それと、星野村にて直売所を拠点として元気づくり事業でありますとか店舗の運営、こういったものに携わった隊員。以上が10名で任期を終了した者でございます。

続きまして、現役隊員でございますが、引き続き黒木町の大淵でげんき館おおぶちの運営にかかわっている隊員。それと、これは八女市全域を対象としておりますけれども、文化芸術関連ということで、こういった施設の活用、これを通した地域活性化事業に携わっている隊員。それと、同じく八女市全域を対象といたしまして、移住定住促進ということで、移住コーディネーターとして活躍している隊員。また、矢部村にて地域情報の発信とか、地域イベントの企画運営、このようなものを実施している隊員。それと、福島地区で伝建地区の空き家再生、町並み保存に携わっている隊員が1人。それと、これも市内全域になりますけれども、企業版の空き家バンクですね、この業務に携わっている隊員。それと、八女地区を中

心として女性農業者による農業の6次化、こういったものに携わっている隊員。それと、八女市商工会で商工業の創業支援、こういったものに携わっている隊員。以上、18名でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

合計18名ということですが、最終的に定着されているのは4名ということでしょうか。違いますか。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

基本的に地域おこし協力隊というのは市内居住が条件でございますので、任期を終了した10名のうち4名が現在も市内居住であり、現役の8名については全て市内に居住していらっしゃるということでございます。

以上です。

**○9番（牛島孝之君）**

地域おこし協力隊についてということで「制度概要：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る」と書いてあります。

地域おこし協力隊導入の効果、要するに三方よしと。地域おこし協力隊は「自身の才能・能力を活かした活動」、「理想とする暮らしや生き甲斐発見」。地域としては「斬新な視点」、「ヨソモノ・ワカモノ」、「協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える」と。地方公共団体としては「行政ではできなかった柔軟な地域おこし策」、「住民が増えることによる地域の活性化」。この地域おこし協力隊に何をしてほしいかということ、やっぱり住民がふえることによる地域の活性化、あるいは熱意と行動力が地域に大きな刺激を与えること。

「DePOLA」という雑誌があります。これに書いてあります。新潟県十日町市、これが地域おこし協力隊を早くから導入し、定住率が69%、全国平均は47%と。3年後に定住した隊員は31人。家族を入れると、59人が定住していると。実際こういうまちがあるわけですよ。せっかく八女市に来ていただいて、八女市のよさをわかっていただく。全国には恐らく、農業をしたいけれども、どうしたらいいのかと、都会の辺にはおられるわけですよ。そして、家族で移住したいなという方も。要するに空気のきれいなところ、そういうところに住んでみたい。ただし、当然、収入については何年かは国の保障がありますけれども、保障が切れれば自活せにゃいけない。だから、そういう方を、募集をかけて、やっぱり果樹園、

特に樹園地、そういうとを行政とJA、JAの指導員さんあたりが一番わかってあると思いますので、もうちはあと3年、5年したらやめるばいと、どうせ後継者もおらんからと、そういう情報をデータとして集めて、八女市に来ませんかという取り組みを本来すべきではないのかなと思いますが、それについてはいかがですか。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

現在、来年度の予算案の作成に向けて作業中でございますので、余り積極的に答弁しなかったんですが、現在、農業振興課のほうからお一人、農業就業ということで地域おこし協力隊を活用したいという要望を頂戴しておりますので、ぜひこれは予算案として成立しますように、今、作業を続けているところでございますので、この点につきましても積極的に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

**○農業振興課長（原 信也君）**

お答えさせていただきます。

関連になりますけれども、当然、今、牛島議員御指摘のそれぞれの状況ですね、やはりそういった状況は、今、議員おっしゃられたとおり、JAであったり、部会であったり、そういった地域の方の情報というのは当然、所管である私どもが把握しておるデータ等でもございますので、そのあたりは地域おこし協力隊の所管である担当課とも情報を密にしていきながら、これにつきましては担当課としても努力していく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

これは平成30年度農業人材力強化総合支援事業についてということでパンフレットをいただいております。この中に、新規就農希望者、現在、学生や社会人の人たちと。そういう中で、八女市担い手育成総合支援協議会の中には福岡県八女普及指導センター、福岡八女農業協同組合、八女市農業委員会、八女市農業振興課となっております。次に、農への挑戦ということで、これはJAふくおか八女就農支援センターですが、これは要するにハウス園芸、トマトとイチゴ。これも大事でしょう。だけれども、やはり人が減っている中山間地の農業、特に果樹なんかは跡継ぎがいなくて実際聞きます。そういうところに、できれば――農業新聞の11月6日付です。「中山間農業 第三者継承で未来へ」と。ここで資産と技術を守ると。やっぱり一生懸命何十年もされた方が、跡継ぎがおらんからといってやめられると。ただ、ああ、そうですかじゃなくて、そこに地域おこし協力隊なりそういう方を張りつけて、3年間修行していただくと。やってみたいということであれば、その園地をそのまま借りる、あ

るいは将来には購入すると、そこまでいって人を張りつけないと、コンパクトシティという言い方がありますがけれども、国が言っておる、要するに官庁も地方に動かすということを行っていますけど、現実には動いていません。コンパクトシティとあって、それなら出店じゃありませんけれども、住みやすいところに住んで農業だけ、林業だけはそこから行ってくれと。これではやっぱり中山間地の本当の集落維持ができないわけです。そこには昔からの伝統文化があります。どうにかしてそういうのを残したいということで、日本全国に声をかければ、農業をやってみたい、林業をやってみたいという人は現実におるわけですね。ただ、探すのにどこに行こうかと。よそがしておれば、よそが早かったからそっちに行こうと。市長もよく言われます、農業、林業が八女市の基幹産業であると。やっぱりそれを守っていかないと。本当に八女市に今住んである方だけで守られればいいですけども、やっぱりよそ者、若者、もう一つ本来ばか者が要りますけれども、そういう人たちが来てくれることが今からの八女市の活性化になるのではないかと考えております。ぜひ地域振興課、農業振興課、あるいは林業振興課、協力されて、課だけじゃなくて、課を通り越した八女市全体としてこの問題は真剣に考えないと、八女市の存続にかかわるわけです。ぜひ課を通り越して大きな組織として動いていただきたいと思っておりますし、市長も今も言いましたけれども、農業、林業は本当に大事だよと。やっぱり八女市の基幹産業であるということも言われます。市長、それについていかがお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

お答えします。

ただいま担当課長から現状については御説明がありましたけれども、今の農業、林業の活性化については極めて重要な課題であるということは議員各位も御認識をいただいて、御協力をいただいていると思っております。ただ、全体的に行政として考えた場合に、とにかく農業、林業に限らず八女市に住んでもらう方を地域おこし協力隊として来ていただく。そして、それが、例えば、農業、あるいは林業だけではなくて、八女市の伝統工芸を身につけたい、技術を身につけたい、八女市の白壁の町並み、この自然環境に恵まれた文化の豊かな地域で活動したい、そういう人たちも実は行政としては総合的にこの地域おこし協力隊を確保していかなければならないという課題もございます。

今、議員おっしゃったように、JAふくおか八女就農支援センター、2年間、イチゴとトマトの生産技術を学んで実習して、そして、農協、あるいはまた行政が農地をあっせんして、そこで生産活動ができるような環境づくりをすること、これが極めて重要なことだろうと思っておりますので、そういう農業、林業に関心のある地域おこし協力隊員を確保していくことは、議員と同じように我々も真剣に考えていかなきゃならんことだろうと思っておりますので、いろんな課題がこの農業を取り巻く、林業を取り巻く環境というのは変化を遂げてきており



ますし、これからもいろんな意味で時代の背景に沿って変化が起きてくるだろうという気がいたします。それに沿った対応を将来とも考えていかなきゃならんと考えておりますので、どうぞひとつ御理解いただきたいと思います。

#### ○9番（牛島孝之君）

ありがとうございました。新規就農者移住対策についての中で、新規就農までのフロー（計画）です。これにもちゃんと書いてあるわけですね。リタイアする農家での技術取得、農地施設を継承すると、やっぱりこういうことをしていただかないと本当に中山間地、特に果樹については後継者がいないと。計画ですので、即実行していただくのが大事なことだろうと思います。農業振興課長、林業振興課長並びに地域振興課長にはよろしくお願い申し上げます。

次に、竹林、竹の利用ですけれども、竹の利用状況ということまでいただいております。竹林面積全体で2,440ヘクタール。今のところ竹炭及び竹酢液の製造が一番多いようです。ほかにいろいろあるようですけれども、ほかに何かあるのか、教えていただきたいと思います。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

竹炭、竹酢液のほかにとということでございます。お手元の資料等にもございますように、そのほかにつきましては、竹チップによります竹粉プラスチック複合材の製造の研究を現在やっているところでございます。あわせて、市内の業者の取り扱いとしまして、すだれ等の製造、それから、竹箸の製造、それから、土壌活性剤とか土壌改良剤の製造、竹堆肥の製造というところでの把握をしているところでございます。

#### ○9番（牛島孝之君）

これは福岡大学工学部社会デザイン工学科道路土質研究室というところです。竹の建設分野への活用法の提案という中で、竹イノベーション研究会、この中に自治体として福岡市、八女市、うきは市、筑後市とちゃんと入っております。今言われたような竹チップを利用した建設材への活用法というのもあるようです。

それと、新聞記事でいいますと、2018年9月12日、大分大学が竹材ベンチャーということ載っております。竹を原料とした次世代素材セルロースナノファイバーの製造法を開発した大分大学ということで、衣本太郎准教授。この方が、要するにそういう低コストの製造法を開発したと。国は平成30年には市場規模1兆円と試算していると載っております。ベンチャーは大分県内に設立、原料は放置竹林の竹を想定していると。この記事は当然、林業振興課長、読まれたと思いますけれども、これについてはどのように考えてありますか。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

今の点につきましては、新素材として、現在、大分大学等々以外にも、やはりセルロースナノファイバーというのは非常に全国的に注目をされ、全国のあちこちで大学等との連携で

研究をされている素材でございます。これが竹繊維を活用した、そういった新素材としてセルロースナノファイバーの実用化に向けた研究というのは、大分県に限らず、やはり全国でも竹林が多い鹿児島県とか、そういったところでも実用研究がされているところでございます。そういったことにつきましては、現在、セミナー等々とか、あと研修会等々も開かれておりますので、職員もそちらのほうに積極的に参加して情報収集等をしている状況でございます。

以上です。

#### ○9番（牛島孝之君）

これはさかのぼりまして、2018年1月17日の西日本新聞ですけれども、この中に「国立研究開発法人・科学技術振興機構から助成を受け事業化を進めており」、もう事業化ですね。

「当面は竹林がある地域で廃校や空き家などを拠点にしながら地域の雇用にも生かしていく方針」。次に、「竹の安定調達が鍵」と書いてあります。ぜひ八女地区、特に立花町だろうと思いますが、やっぱり竹林が多いので、ぜひそういうことを積極的に資料を集められて、あるいはこの大学教授の方とお会いできれば一番いいと思いますけれども、ぜひ情報収集並びに将来構想をしていただきたいと思います。

次に、同じ竹ですけれども、これは竹の飼料化に成功ということで、会社は都城市の大和フロンティアと。これが放置竹林を解消し、飼料化に成功と。2016年に特許を取得されております。2017年2月には新工場を都城市高城町に完成させ、量産に励んでいると。要するに大和フロンティアでは笹サイレージの原料として竹が必要であるため、無償で伐採するとなっております。書いてあるのが、今後はフランチャイズとして全国を見据えた展開を検討している。国内ばかりではなく、台湾からの視察などもあり、全国から注目されている事業であり、発展性が期待できると。この調査員は、帝国データバンク宮崎支店となっております。この帝国データバンク、やっぱり日本でも情報収集では恐らく上位だろうと思いますが、ここがこう書いてあります。実際に飼料化をやっておられるようです。このことも当然、林業振興課長御存じでしょう。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

そういった飼料化、今の点についても現在把握をしているところでございます。その他、いろいろやはり竹を活用した新製品開発というのはされておりますので、そういった部分では、やはり全国では九州管内の大分県、鹿児島県あたりが竹林面積が特に多いわけですけれども、そういった部分でのセミナーとか、先ほど言いました研修会等々にも参加をしておりますので、そういった部分での情報収集から意見交換等々をやっている状況でございます。

以上でございます。

#### ○9番（牛島孝之君）

これはちょっと古くなりますけれども、2016年12月、「毎日フォーラム 日本の選択」という中で、林野庁長官、この方が「林業は地方創生に大きく貢献できる」と書いてあります。この文章の中で、「林業の基礎知識に加え、林業機械の操作という実践的な技術が習得できる府・県立の林業大学校が次々に誕生しています」と。何度かこのことはお聞きしました。市長並びに副市長においては、県にこの八女の地に林業大学をぜひお願いしたいという要望をしていただきたいと思います。

次に、最後のほうに「中山間地域において森林を資源として伐採や造林、搬出、製材などを行うことで雇用が生まれ、地域の経済が回るという意味から、林業は地方創生に非常に貢献できる分野です」。確かに山林が非常にいいときはとてもじゃないけれども、土橋あたりは特ににぎわっておったそうですが、今は山持ちさんたちが、何で山のあつじょうかと。これを資源にかえれば、以前のような山景気はないかもしれませんが、バブルみたいなことはないけれども、やっぱりそこに林業をしてみたいなど。特に今、自伐型林業とか言われておりますけれども、そういうのをしてみたいという方もおられると思いますので、ぜひ八女市から全国に情報発信して、そういう方に八女市に来ていただいて、森林組合等々において技術研修をしていただいて、ぜひ地域に定着していただきたい、そういうふうな思いでありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に、これは11月29日、NHKの7時30分から「日本人のおなまえっ！」という番組がありました。たまたま見ておりました。その中で、千利休の名字は、実際、以前は田中であつたと。その中に蔵数さんという方が、この方は裏千家の前家元、鵬雲斎千玄室大宗匠、95歳だそうですけれども、この方の名代、この方の名字が蔵数と言われるんですよ。お名前博士の森岡浩さんという方が、蔵数というのは福岡県の筑後市に地区としてありますと。確かにあります、蔵数というのがですね。ところが、名字の蔵数は八女市に多いですということをおっしゃったんですよ。そうしたら、そのときの司会の古舘伊知郎さんが、ああ、お茶で有名な八女市ですねと。恐らく何人かの方は見ておられると思います。農業振興課長は見ておられなかったそうです、ちょっとお仕事をしてですね。ですけれども、八女市と裏千家、あるいは古舘伊知郎という方とちょっと点でつながったですよ、これを線でつなげることも必要じゃないかと。八女茶の振興とは言いませんけれども、実際もう振興してあるけれどもですね。まず、農業振興課長、それを点を線に変えるようなお考えがもしありましたら、お願いします。

#### ○農業振興課長（原 信也君）

お答えになるかならないか、まず、お答えを申し上げさせていただきたいと思います。

実は、御指摘のとおり、そういう番組、私、拝聴しておりません。今、議員のお話の中に、そういうやりとりの中で、司会の古舘さんが、八女茶で有名な八女市ですねという表現の中

で、それをお聞きすると、やはり八女茶の、これは八女茶だけに限ってですけれども、非常に福岡県八女市は八女茶が有名なところであるということ、もうその特定の方だけです、それが全体に広がっているのかどうかというのはちょっと私は認識はできないと思いますけれども、そういった意味では非常に、今、議員おっしゃられた点として、やはり八女市が八女茶で有名なところということで、NHKをごらんになった皆さんには通じたのかなという思いがございます。これを線で結ぶ、面的に広げることにつきましては、やはりそういったことを契機に、何をやるか、何をどうするかというお話は、ここではちょっと私のほうからはすぐに考えが付きませんが、その八女茶というのが非常に全国的に広がって認識度があるのかなという点では非常に喜ばしいことではないかなということを感じておるところでございます。

以上でございます。

#### ○9番（牛島孝之君）

このことについては、課長ともお話ししましたけれども、古館事務所、あるいは裏千家の大宗匠のところ、八女茶でも贈らんですかということを行いましたけれども、それは市長並びに課長が考えられることだと思いますので、よろしく願い申し上げます。

次に、公立八女総合病院のことについてお聞きします。

平成30年9月21日ということによっておりますけど、その前に、平成28年10月17日に永田久留米大学学長、医学部長内村様より、八女市長、八女市議会議長に対して、八女・筑後医療圏における公立病院のあり方、中核病院構想についての提案がなされました。これは公文書としてとられたんだろうと思いますけれども、部長も当然この文書は読まれたと思いますけど、これは公文書として理解してよろしいんでしょうか、いかがでしょうか。

#### ○健康福祉部長（坂井明子君）

お答えいたします。

公文書として文書受け付けをしたところでございます。

以上です。

#### ○9番（牛島孝之君）

あくまでも新聞記事でしかあれですけれども、平成30年8月25日、西日本新聞。「筑後市、病院統合は無理」と、「八女市に通達、債務など理由に」と。「筑後市が現状での統合は無理と八女市に伝えていたことがわかった」と。7月23日。それについて三田村市長は「市単独での運営は経営的に厳しいとの認識を示していた」という新聞記事があります。

その後、9月21日の全員協議会の明るる日の新聞です。まず、西日本新聞。八女病院——公立八女総合病院と書くべきなのかどうか分かりませんが、「八女病院公立で存続 市長、単独でも支援表明」と書いております。その中で「協議会終了後、三田村市長は取材に、民

間に任せると母体の経営状況によって地方の病院が縮小、合理化されてしまう恐れがある」と。「企業団による老朽化した施設の大規模改修計画にも賛同する考えで、地域の中核病院として整備すれば久留米大も協力してくれると思うと述べた」と。これが西日本新聞です。

これは毎日新聞です。毎日新聞は「八女病院 筑後病院と統合見送り 市は施設建て替えへ」と書いております。「地域の中核病院として老朽化した八女病院を建て替える方針を明らかにした。」と毎日新聞には載っております。

次に、読売新聞。「八女総合病院単独で維持」と。「統合問題 市長が支援表明。同病院の単独運営を当面維持する考えを明らかにした。」「大学としては状況を見守るしかないが、将来の統合に向け、議論の土壌は残してほしいと述べた」となっております。

その後、またこれが11月11日、朝日新聞。「医師不足、地域医療に影」となっております。読みますけれども、この中にいろいろ「広川町は昨年9月、民間への譲渡を八女市に提案した」と。ただ、三田村市長は「民間病院は民間企業と一緒にですから、運営が厳しくなったときに切り捨てられる可能性がある。市独自で再整備し、医療設備を充実することで久留米大も協力してくれると思う」と載っております。病院維持とも載っておりますし、新築でという新聞、あくまでもこれは市長への質問の答えに対して書いておるのかなと思います。

これは一番新しい12月1日の毎日新聞。この「議会」という中に、「筑後市が病院統合も検討へ」という記事が載っております。「筑後市は30日、公立八女総合病院との統合を断った市立病院の第3期中期目標案（2019～22年度）を策定したと発表した。その中で「今後のめざすべき姿を協議する」として統合も含めて検討する姿勢を示した」と新聞に書いてありますので、これはどなたか筑後市の方が言われたんだろうと思います。これをもって今現在、市長はどのように公立八女総合病院に対してお考えなのか、お聞きします。

### ○市長（三田村統之君）

議員御心配いただいて御質問をいただいているわけでございますけれども、今、12月1日までの新聞記事をずっとおっしゃっていただきましたけど、今、正直言いまして、極めて重要な時期でございまして、議場での私の発言がどういう影響を及ぼしてくるのか、その点が非常に微妙なところがございます。ただし、少しずついい方向でいくのではないかという考えも出てきているのではないかと考えております。これは県、そして総務省を含めて、この統合については従来から進めてきているわけでございますので、近日中にまた学長と会う約束をいたしております。したがって、議会でのこれからどうする、こうするというのは、ひとつ答弁はお許しをいただきたい。

そして、あくまでもこの公立八女総合病院を運営するについては、これは議場でも、議会でも申し上げましたように、行政としての権限は企業長を選任するだけの権限しかございません。したがって、いかに公立八女総合病院がどういう構想を、議会にも考え方を報告した

と思いますけれども、このことによって公立八女総合病院がどう判断して、どういう方向で進んでいくのか、それを私どもはやはり十分支援していく。久留米大学、もちろんですけれども、そういう考え方でおりますので、きょうこの場で具体的な答弁をするのは差し控えさせていただきます。ただ、いずれにしても、議員御承知のように、八女・筑後医療圏は1つ中核病院というのは当然必要でありますので、そのことは我々も念頭に置きながら、各種関係団体との協議は進めていかなきゃならないと思っております。

**○9番（牛島孝之君）**

公立八女総合病院企業団ということで、なかなか口出せないということですが、企業長の信任、解任ができるというのは一番の権限かと思っております。それは見解の相違でしょうけれども、私はそう思います。企業長が述べられた総務省の新公立病院改革ガイドラインというのがあります。新公立病院改革ガイドラインというのを見てみましたところ、この5ページですね、「住民の理解」。「当該病院が担う医療機能を見直す場合には、これを住民がしっかりと理解し納得しなければならない。」。当然、今は公立八女総合病院企業団ですが、将来構想として市長が言われるように、ひょっとしたら筑後市がこっちを向いたのかなということで、統合というお話もできるかもしれませんが、その場合にはやっぱり住民にしっかりと説明をしなければいけないと。なかなか住民の中でも、公立八女総合病院が残ってくれたことによって市長が言われたように中核病院が残ると、よかったねという人もおれば、逆の意見もあるわけですね。それはなぜかと。しっかりした情報がありません、出てきません。そういうことですので、やはり市民が納得した上でしないと、情報が錯綜するわけですよ。市民は新聞記事しか見られませんので。本当はこの場で企業長をお呼びしたかったんですけれども、呼べないということで断られましたので、お聞きしたいんですけれども、このガイドラインの中に、新公立病院改革プランの策定状況、みどりの杜病院、公立八女総合病院、これは策定済みとなっております。なっておりますけれども、市の中で、健康福祉部長にお聞きしますが、この策定プランについてはどのような内容か、まず御存じですか、御存じでないですか、お聞きします。

**○健康福祉部長（坂井明子君）**

お答えいたします。

中身につきましては、公立八女総合病院のほうが公立八女総合病院企業団の今後の方針として作成され、県に提出されたものとして捉えているところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

内容については全然御存じないということですのでよろしいですか。いかがですか。

**○健康福祉部長（坂井明子君）**

お答えいたします。

内容につきましては、今申し上げましたように、公立八女総合病院の運営状況を県のほうに提出してあるような内容だということでご理解をされているところでございます。

### ○9番（牛島孝之君）

新改革プランの実施状況の点検評価公表という中で、12ページですけれども、積極的な情報開示、これは誰に対してか。住民に対してですよ。住民、市民は新聞記事でしか推測できません。やはりちゃんとした情報を流すのも必要ではないのかと。そして、情報は、せっかく八女市から職員が1人出向しておられますので、やっぱり情報の共有、今から本当に大事なときですよ。だから、情報の共有をして、積極的に市民に知らせる。知らせないでいつの間にかうやむやになって、わからんうちに合併したと。そういうことがないように、やっぱり情報というのは正確な情報をきちっと市民に知らせる、これが市の役目ではないのかと思います。ぜひそうしていただきたいと思います。公立八女総合病院についてはこれで終わります。

次に、教育問題について。非常に難しい問題だろうと思います。道徳の「内容項目の指導の観点」ということで見ましたけれども、よくわかりません。小学校第1学年及び第2学年、「よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。」、当たり前のことですよね。ところが、道徳の中で当たり前のことを教えなくちゃいけない。と思いますが、非常に道徳と関連がありまして、これは西日本新聞。きょうとってきましたけれども、「小学校では本年度から国の検定教科書を使い、道徳の授業が進められている。」、ここに「愛国心」や「郷土愛」を1年生から学習するようになった」と。この愛国という言葉を使うと、戦前のと考える人もおるわけですよ。やっぱりそこら辺は、国を愛するのは悪い心ではないんですよ。ところが、何か愛国心になってくると、変にちょっと考えられる方がおられるんですけれども。

この中で、福岡県広川町立中広川小の後藤哲也教頭ということでちゃんと載っております。「道徳の教科化を、福岡県広川町立中広川小の後藤哲也教頭は「授業改革のチャンス」と捉えていた。研究書「小学校における『特別の教科 道徳』の実践」の執筆者の一人で長年、道徳授業の実践研究を重ねてきた。例えば「愛国心」をどう教えるか。サッカー・ワールドカップでの「頑張れ日本」、災害時も整列し順番を待つ美德、伝統的な所作、思いやりの精神…。国を愛そうとするのではなく、国をつくっている私たちに、海外からも高く評価されるどんな誇れるような心があるのか。そこにイデオロギー」、特にこれです。「イデオロギー対立を超えた、目指すべき愛国心の姿があるのではないか。」。ちょっと愛国とはあれですけれども、「子どもたちなりに『日本という国についてこう思う』と言えるような、道徳の授業を創造していきたい」と話した。」と書いておりますので、間違いはないかと思

います。

従来の道徳の時間が特別の教科、道徳として教科化されたことについて教育長はどのように認識されているのか、お聞きします。

**○議長（川口誠二君）**

お知らせいたします。

本日の会議時間は、都合によりまして、午後5時まで延長いたします。

**○教育長（橋本吉史君）**

お答えいたします。

教科化になったからといって目標が変わったわけではございません。道徳性を養うという大きな目標、これは全く変わりありませんので、ただ、教科化になる背景がやはりありまして、大津のいじめ自殺事件、それから端を発してなっているということは事実であります。生命尊重等も含めてですね。

それで、変わることにいったら、御質問もいただいておりますが、教科書を使うこと、それと、評価があること、評価をすること、こういったことは変わってくると思います。それと、量的に必ずやるということ。この3つが変更点になるのかなと思っているところです。

以上です。

**○9番（牛島孝之君）**

これはあいづっこ宣言となっております。福島県の会津で「1 人をいたわります」、「2 ありがとうごめんなさいを言います」、「3 がまんをします」、「4 卑怯なふるまいをしません」、5、これは八女市を誇り年上を敬いますでもいいですけども、「6 夢に向かってがんばります」、「やっではならぬ やらねばならぬ ならぬことはならぬものです」、当たり前のことですよ。やっぱりこういうのを八女市もやめっこ宣言ということとぜひしていただきたい。

教育長はどのように考えるかわかりませんが、教育勅語。前教育長にもお聞きしました。12の徳というのがあります。一番最後は必要ありませんので、それについてはどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

**○教育長（橋本吉史君）**

お答えいたします。

もう議員御承知のように、この教育勅語に関しましては、明治23年から半世紀にわたって教育の基本原則とされたものでございます。ただ、昭和23年でしたでしょうか、衆参の議決によって失効したと認識しています。その後にできましたのが今の教育基本法。ですので、12の徳目の中で、やはり引き継げるものは多々あると思います。実際に今回の道徳の中で、12項目中5項目ぐらいはほとんどが同じ内容で散りばめられております。全く内容にないの



が4項目ぐらい。ですので、大事なところは引き継がれて、今の道徳できちっとできると考えているところです。

以上です。

#### ○9番（牛島孝之君）

12の徳の11までを実行していただきたいと思います。12番目はちょっと御遠慮していただきたいと思います。

それと、教師の過重労働時間、これは新聞「赤旗」の日曜版。12月2日です。「教師の長時間ブラック勤務」、これは以前聞いたこともあります。実際、今、八女市においてタイムレコーダー等々、あるいはクラブ活動指導員、部活動指導員というのはどのようになっておるか、お聞きします。

#### ○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

教職員の勤務時間の管理でございますけれども、これまでも御指摘いただいたところでございますが、現在、各学校におきまして、勤務時間の管理と申しますか、時間を確認して、それを毎月、教育委員会のほうに学校長から報告を受けているというところでございます。現状としては、時間数的にはそう変わりはないというところでございますが、1つは、教職員の皆様が勤務時間、その時間を意識していただくことで、そういう抑止効果と申しますか、意識を勤務時間に意識づけするという効果はあるものと捉えているところでございます。

それから、お尋ねの部活動の指導の件でございますけれども、昨年の議会でもお尋ねをいただいておりますけれども、外部指導という考え方が出されておりました、昨年からの県の事業で部活動活性化プロジェクトという取り組みで、現在、これを引き継ぎまして、本年度、平成30年度につきましても、8名の方につきましても県の事業を引き継ぐ形で市の予算のほうで外部指導者という形で謝礼を払わせていただいているところでございます。

以上でございます。

#### ○9番（牛島孝之君）

先ほど愛国心とかいろいろ言いましたけれども、これは小室直樹さんという2010年に亡くなられました。「日本国民に告ぐ 誇りなき国家は、滅亡する」と。やっぱり愛国という言葉、愛国心になってくると変なふうに捉えられると思いますので、やっぱり日本という国に誇りを持てる、そういう教育をぜひ学校教育として行っていただきたい。先ほど言いましたならぬものはなりませんということ子どもたちからしっかり教えていただいて、誇りを持てる日本国をつくっていただきたい。その子どもたちを将来誇りを持てる日本、そういうふうにしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

9番牛島孝之議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後4時1分 延会